

○令和7年3月12日(水)

開議 午前10時00分

散会 午後4時54分

○出席委員(16名)

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷 繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員(1名)

予算等審査特別委員会委員長 佐藤 さだお

○説明員

副市長	中村 寧	福祉保険部長寿社会課長	宮川 浩一
税務部長	金澤 匡貢	福祉保険部障害福祉課長	水上 明子
税務部税制課長	飯森 徹	福祉保険部障害福祉課主幹	宮川 智美
市民生活部長	樽井里美	福祉保険部生活支援課長	高桑 和寿
市民生活部次長	岩崎昌美	保健所地域保健担当部長	田村 司
市民生活部地域活動推進課主幹	平島 淳嗣	保健所保健総務課長	中屋 恵
市民生活部地域活動推進課主幹	小松 義尊	環境部長	太田 誠二
市民生活部市民課総合窓口担当課長	近藤 淳	環境部次長	松野郷 正文
市民生活部市民課主幹	松本 千隻	クリーンセンター所長	大竹 清司
福祉保険部長	川邊 仁	学校教育部長	坂本 考生
福祉保険部保険制度担当部長	高田 敏和	病院事業管理者	青木 秀俊
福祉保険部次長	鈴木 裕幸	市立旭川病院事務局長	木村 直樹
福祉保険部指導監査課長	松本 裕紀	市立旭川病院事務局経営管理課長	吉田 朋生

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上 敦裕	議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課長補佐	小川 智之	議事調査課主査	岡本 諭志
議事調査課長補佐	浅海 雅俊		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。  
本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、特に御発言はございますか。

○笠井委員 学校教育部に資料要求をお願いします。

過去5か年分の学年別不登校児童生徒数について分かる資料をお願いします。

○高花委員 同じく、学校教育部にお願いいたします。

小中学校における防火シャッターの危害防止装置設置状況について分かる資料をお願いいたします。

○金谷委員 同じく、学校教育部にお願いします。

令和4年度における不登校児童生徒の要因について、全国と旭川市の分かるものをお願いします。

○高橋紀博委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま、笠井委員、高花委員、金谷委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○坂本学校教育部長 笠井委員から御要求がありました過去5年間の本市の学年別の不登校児童生徒数が分かるもの、高花委員から御要求がありました小中学校における防火シャッターの危害防止装置設置状況が分かるもの、金谷委員から御要求がありました令和4年度における不登校児童生徒の要因が分かるものにつきましては、子育て文教常任委員会所管分の委員の質疑前までに提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第45号、議案第49号、議案第51号、議案第54号、議案第61号の分担部分、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分、議案第67号ないし議案第82号、議案第91号のうち民生常任委員会所管分及び議案第94号の以上26件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○駒木委員 おはようございます。

3月に入り、卒業シーズンを迎えている中ではありますが、「赤い夕陽が 校舎をそめて ニレの木陰に 弾む声 ああ 高校三年生 ぼくら 離れ離れに なるうとも クラス仲間は いつま

でも」と、舟木一夫さんの高校三年生は今から62年前の昭和38年にリリースされたヒットソングですが、皆さんにもそれぞれの高校3年生、18歳のときがおありかと思います。

この曲は、二度とない青春を謳歌しようという明るい呼びかけだけではなく、もはやない日々を、過ぎた日々を懐かしみ、今このときをいとおしむ哀愁漂う曲にも私には聞こえるわけですが、歌詞の中には、泣いた日もある、恨んだ日もあると、過去の思い出は時とともに美化されがちですが、いいときばかりではなかった日もあります。

歌詞の中の「赤い夕陽」は、終わりの情景の中に別れの予感が漂う感じなのでありますが、「ああ 高校三年生 ぼくら フォークダンスの 手をとれば 甘く匂うよ 黒髪が」とありまして、現在は、当時を懐かしみ、御高齢者が手を取り合い、フォークダンスや社交ダンスをして青春を謳歌していらっしゃる方々もいます。

また、当時は青春を謳歌できなかったという方々も、現在、青春真ただ中という方もいらっしゃいます。何歳であっても、若い春、青春を取り戻すのだとの思いに触れますと、こちらもうれしく応援をしたくなります。いつまでもお元気で健康で暮らしていただきたいと思います。

それでは、3款1項3目の老人福祉センター管理費、高齢者等健康福祉センター管理費についてお伺いします。

現在、高齢化が進む現代社会においては、高齢者が安心して元気に暮らせる環境を整えることは非常に重要な課題であります。

老人福祉は、その一環として多方面からの支援を提供することで、本市にお住まいの高齢者の皆様が健康で自立した生活を支援していけるものと考えております。

老人福祉センター管理費と同じく、高齢者等健康福祉センター管理費の予算概要についてお示しください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 老人福祉センター管理費につきましては、老人福祉法及び旭川市老人福祉センター条例に基づき設置している北部老人福祉センター及び東部老人福祉センターについて、その管理運営に要する経費として、令和7年度は4千69万6千円を計上しており、歳出は、全額、指定管理者に対する委託料で、歳入の主な内訳は一般財源となっております。

次に、高齢者等健康福祉センター管理費につきましては、旭川市高齢者等健康福祉センター条例に基づき設置しているいきいきセンター新旭川、いきいきセンター永山、いきいきセンター神楽の各施設について、その管理運営に要する経費として、令和7年度は6千247万4千円を計上しており、こちらも歳出は、全額、指定管理者に対する委託料で、歳入の主な内訳は一般財源となっております。

**○駒木委員** これらの5施設は、利用者に対してどのような機能を提供されていますでしょうか。改めてではありますが、確認をさせてください。

また、御利用者の負担はありますか。併せてお伺いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 老人福祉センター等5施設につきましては、主に60歳以上の者を対象とし、福祉の増進に資することを目的としており、保健及び福祉に関する相談、指導、機能回復訓練、レクリエーションの機会提供に関連した事業等を行う施設となっております。

なお、使用料につきましては、老人福祉センターの2施設は無料、いきいきセンターの3施設は、60歳以上の者が平日に個人使用する場合は無料としております。

○駒木委員 フィンランドでは、サークル・オブ・フレンドという取組がございます。孤独な高齢者同士をつなげることで、孤独感を和らげる効果があるそうです。

こちらのセンター5か所において、高齢者の方の健康増進やレクリエーションの機会を御提供されているとのこと。おひとり暮らしの方にとってもとても大切な事業と受け止めております。

それでは、利用者数の推移はどのようになっていますでしょうか、お示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 老人福祉センター等5施設の利用者数の推移につきましては、昭和55年度に北部老人福祉センターを開設後、平成21年度のいきいきセンター神楽の開設に至るまでの期間、新規開設に伴って増加する傾向にあり、これまでの期間では平成27年度の延べ15万6千60人が最も多い利用者数となっております。

それ以降、利用者数が減少に転じ、コロナ禍の影響による急激な落ち込みと回復を経て、令和5年度は延べ9万5千918人の利用となっております。

○駒木委員 今年、2025年には、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という状況になると言われております。

高齢化がますます進行する中、関連する機能を併せて提供し、高齢者の健康を支えていこうという施設で、高齢者が利用する際は、一部条件はあるようですが、無料とのこと。でも、利用者数が伸び悩んでいるという印象を受けました。

そこで、令和5年度の延べ利用者数は遡るといつ頃の利用者数に近いのか、お示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 老人福祉センター等5施設の利用者数について、平成6年度の延べ10万972人が令和5年度と近い状況でございます。

○駒木委員 昭和55年度の北部老人福祉センター開設後、これらの5施設を取り巻く社会環境は大きく変わっているのではないかと思います。

先ほど御答弁がありました3つの機能について、平成6年度以降、あるいは昭和55年度からでもよろしいので、関連してどのような変化があったのか、まずは保健及び福祉に関する相談、指導についてお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 保健及び福祉に関する相談、指導についてでございますが、高齢者に対する福祉及び介護サービスにつきましては、平成12年度の介護保険制度の施行後、地域包括支援センターの設置や介護予防を含めた各種介護サービスの種類や事業所数の拡充が進んでおります。

特に地域包括支援センターは、国が求める保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士のほかに、市独自に精神保健福祉士を配置しており、現在、老人福祉センター等5施設に看護師を配置しておりますが、提供している相談、指導と比べて、対応できる相談の範囲、専門性のほか、市内に11か所設置していることから、利便性の点からも充実しているものと認識をしております。

○駒木委員 利便性は非常に充実しているものと受け止めています。

御利用されている方から、健康相談室などで看護師が血圧を測定してくださることが安心につながり、大変に好評とお伺いしております。

看護師のお仕事は本当に貴いお仕事であります。私もペインクリニックと整形外科の看護助手の仕事の経験があります。血圧を測定し、リハビリのお手伝いをさせていただきました。不安を安心に変えていく対話は、利用者にとっても心強いものになると実感しております。

本市の健康を促進する中では、旭川市の公式アプリ、あさひかわ健幸アプリに血圧を記録するとポイントがゲットされるそうです。また、その施設内にあるマッサージ機に利用者が座りながら健幸アプリの健康情報コラムを読んで、またまたポイントがゲットできる、そこをうまくポイントがゲットしながら活用している方を見て、ほかの利用者さん同士でスマホの使い方講座が開かれて、ポイントゲット大会が始まっているそうです。

ここでは、特に地域包括支援センターの役割、専門の知識からいただけるアドバイスは、それぞれの生活に直結した的確な方向へと導いてくれる心強い味方だと思っております。

次に、機能回復訓練についてお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 老人福祉センター等5施設における機能回復訓練につきましては、設備や専門職員の関わりなどの点から提供できる内容が限定されている一方、介護保険制度により市内で通所リハビリテーションを提供する事業所は、昨年12月1日時点で23か所となっており、利便性の点からも、それらの事業所において、より高い水準でサービスを提供しているものと認識をしております。

**○駒木委員** リハビリ体操指導士が丁寧に指導してくださる健康いきいき体操を皆さんと御一緒させていただいたことがあります。足の筋肉トレーニングを行うのですが、車椅子の乗り降りや椅子からの立ち上がりは日常生活に欠かせないものです。こうした日々の継続が大切なことが分かります。

そのときは40人以上の方が参加をされていましたが、お1人の生活ではなかなか腰が上がらない体操も、皆さんと同じ会場で体を動かす体操は心もリフレッシュできる最適な環境であります。腰が痛い、あっちが痛い、どっちがと会話がかみ合わないこともあるようですが、身ぶり手ぶりでコミュニケーションがにぎやかに飛び交っておりました。

次に、レクリエーションの機会提供についてお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** レクリエーションの機会提供につきましては、設置目的等から高齢者が多目的に利用できる施設の整備が進んでおり、特に、住民センター、地区センター、公民館は市内の各地に設置されているほか、少子高齢化の進行により、施設利用者の年齢構成は、老人福祉センター等5施設の利用者と重複する部分が大きくなっているものと認識をしております。

**○駒木委員** 3つの機能の現状についてお伺いしました。

介護保険制度の創設をはじめ、施設を取り巻く環境が大きく変化をし、各機能の必要性の度合いも変化しているものと受け止めております。

例えば、保健及び福祉に関する相談、指導として看護師を配置しているとのことですが、全市的に医療・介護従事者の人材確保に苦慮している中、毎日、朝から夕方まで看護師を配置する必要があるのでしょうかと疑問に思うところです。それよりも、ほかの集会施設で定期的に健康相談を行うなど取組を推進することにより、本市の健幸福祉都市に向けた全市的な広がりが期待できることと思うのです。

例えばですが、市営住宅には集会所もございます。この集会所では、地域の老人クラブや体操も行っているようです。私も市営住宅に住んでいたことがありました。自治会の会長や総務をさせていただく中で、皆さんと交流をさせていただく機会もありました。御高齢の方が集まると、本当ににぎやかであります。皆さん、本当に丈夫な方が多くいらっしゃいます。その中で聞くと、病院に

行きたくない方もちらほらいらっしゃいまして、心配になることが度々ございました。

こちらの事業では、看護師の配置時間の見直しの検討を進めることで、御利用いただける方に喜ばれる機能を持ち合わせた施設へと新たに生まれ変われるのではと考えております。老人福祉センター等の5施設について、課題の認識と検討の方向性について見解をお伺いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 老人福祉センター等5施設につきましては、令和5年度で申しますと延べ9万5千918人の方が利用されており、今後も活動場所として維持管理していくことが必要であります。介護保険制度の施行による福祉及び介護サービスの充実などにより、提供している機能の中には効果等の点から点検が必要なものもあるものと認識をしております。

そのため、利用実態に関するアンケート調査なども実施しながら、中心となる機能について検討を進めてまいりたいと考えております。

**○駒木委員** 中心となる機能について検討を進めていただくとの御答弁をありがとうございます。特に、看護師の配置の取組の見直しの検討を進めていただきたくお願いいたします。

冒頭に申しあげましたように、超高齢化社会に突入し、旭川市にお住まいの高齢者の皆様が安心して生活できる環境を提供し、人とのつながりを大切にするすることで、本市の健幸福祉都市の実現へとさらに推進できるものと思いますので、独居暮らしの方も増えている中、一堂に集まり憩いの場ともなる機能の役目が果たされますことを見守っていきたいと思います。

国が60歳以上の方を対象として実施した平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査によりますと、高齢者は何歳以上かとの質問に対して、70歳以上と回答した割合が29.1%、75歳以上が27.9%、80歳以上が18.4%などとなっており、60歳以上と回答した割合は僅か1.1%にとどまっております。

このような数字を見ますと、老人福祉センターや高齢者等健康福祉センターを御利用いただいている方々が、施設の名称や対象年齢が60歳以上と設けていることにむしろ違和感を感じているのではないのでしょうか。

豊富な人生経験と知恵を持っており、私も教わることが非常に多くあります。地域社会においても重要な役割を果たすことが人生の大先輩であります。我が会派のパワフルな高花会長を老人とは呼べないわけです。御理解いただけたらと思います。60歳を超えても、まだまだはつらつとお元気な方が多くいらっしゃいます。

例えば、シニアという言葉もよく耳にしますが、御高齢の方に対してシルバーという言葉もございました。言葉の持つ印象は様々ですが、シニアという言葉は年齢が高いことを示す一般的な用語として広く使われています。特に、高齢者向けのサービスや商品に対して使用されることが多いです。例えば、映画館でもシニア向けの割引や特典、シニア向けのフィットネスプログラムなどが人気のようにあります。その好評の裏には、老人扱いしない言葉が受け入れられているのではないのでしょうか。

シニアという言葉には、敬意と親しみを込めた言葉の柔らかさが含まれているように感じております。年齢を重ねた人々に対する尊敬の気持ちを表現するために使われているようですが、高齢者が健康な生活を送るためのサポートやサービスがシニアという言葉で表現され、提供されることがよくあります。

最後に、こちらは提案でございますが、御答弁いただきましたように、これらの施設が提供して

いる機能やサービスの点検もありますが、紹介したアンケート調査の結果も参考にいただきながら、法律により老人福祉センターの正式名称は変えられないとしても、広く親しまれる愛称を設けるなど、センターの看板表記に新しい愛称が名づけられて、より多くの方に親しまれて、市民のニーズに応える形で利用していただけるような工夫はできると考えております。ぜひ、健康長寿社会を明るく前向きに、施設の名称の御検討をいただければと思います。

以上で、この項目の質問は終わります。

続きまして、総合窓口運営費についてであります。

昨年の決算審査特別委員会で質問をさせていただきました。軟骨伝導イヤホンについて、耳が聞こえにくい方が、窓口に来られた方が大きな声を出さずに済むことにより、相談されるプライバシーが守られるなどの効果がありますことから、試験的に総合窓口を導入して、情報のバリアフリーを促進し、老眼鏡のように気軽に使っていただき、聴覚障害の人や御高齢の方にも優しい窓口対応ができるように、音のバリアフリーへと旭川市でも軟骨伝導イヤホンを導入することを検討してはどうでしょうかと質疑をさせていただきました。

設置導入の可能性について、より一層の検討を進めてまいりますとの御答弁をいただきまして、早速、新年度予算の予定に至ったことには深く感謝を申し上げます。

私の父も加齢に伴い、耳が非常に遠いのです。息子の、孫との会話はかみ合わないけれども、とっても幸せそうなんです。大変なのは病院であります。私が間に入り、通訳に回るのですが、本人の意思が分からず進めている私もいるわけなんです。そして、待たせてしまう看護師さんにも本当に申し訳ない気持ちになるときもあります。

集音機も補聴器も購入しては試すのですが、ほとんどつけない頑固な父でもあり、家族も困っています。それで父が幸せならいいのですが、今後、総合窓口で利用者に寄り添ったイヤホンになるのであれば、市立病院などの市有施設にも軟骨伝導イヤホンがあれば助かる家族もいるのかもしれない。

それでは、2款3項1目の総合窓口運営費について、事業概要と予算額についてお示ください。

**○松本市民生活部市民課主幹** この事業は、窓口機能を低層階に集約するとともに、複数の手続をできる限りまとめて行う総合窓口を設置し、来庁する市民の利便性及び窓口サービスの向上を図ることを目的としております。

予算額は1千646万4千円であり、内訳としましては、フロア案内の会計年度任用職員に係る人件費が1千191万3千円、消耗印刷費が156万1千円、委託料が209万円、使用賃借料が82万5千円、備品購入費が7万5千円となっております。

**○駒木委員** 備品購入費として7万5千円と説明がありましたが、備品の内訳についてお示ください。

**○松本市民生活部市民課主幹** 備品購入費の内訳としましては、軟骨伝導イヤホンセット2台を計上しております。

**○駒木委員** 軟骨伝導イヤホン2台ということですが、窓口の設置場所はどこになりますでしょうか、確認をさせてください。

**○松本市民生活部市民課主幹** 高齢者や障害者の来庁が多い総合庁舎1階、2階に1台ずつ設置いたします。

○**駒木委員** 窓口には様々な相談事が寄せられると思います。来庁される方には御高齢の方も多くいらっしゃるの御承知のとおりかと思えます。高齢化に伴う加齢性難聴の方や耳が聞こえにくいという市民の方から、耳が聞こえにくいと、職員の声が大きくないと聞き取れないということがあるかと思えます。重要なのは、大事な御相談内容も周囲の人に自分の個人情報も聞かれてしまう不安があり、相談をためらう方がいらっしゃるのではと心配になります。

軟骨伝導イヤホン設置により期待される効果について、改めてではありますが、見解をお伺いします。

○**近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長** 軟骨伝導イヤホンを利用することにより、来庁者も職員も通常の声量でのコミュニケーションが取れるようになれば、隣の窓口の方や手続をお待ちの方などに個人情報が伝わってしまうリスクが低減されることや、聞き取りにくいことにより何度も同じ説明を行うことが減り、今までの窓口対応よりも時間短縮が見込まれ、市民サービスの向上につながるものと考えております。

○**駒木委員** 軟骨伝導イヤホンが設置されることを必要とされる市民の方に知っていただくことも大事なことと思えます。

御答弁いただきましたように、市民サービスの向上につながります。総合窓口1階にローテーブルがございます。ここは老眼鏡も拡大鏡も設置されてございます。そのローテーブルがある場所が来庁される方の目につきやすい場所ではないかと、私なりにではありますが、何度も1階フロアのあらゆる方向から歩いてみたり、車椅子からの目線、低い目線でも歩いてみました。もう1台をここに、知っていただくために設置してはどうかと考えております。御検討いただけたらと思えます。

軟骨伝導イヤホンの導入後はどのように市民の皆様に周知されるのでしょうか、確認をさせていただきます。

○**近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長** 周知方法についてですが、ホームページに掲載するほか、総合庁舎1、2階の市民の目につきやすい場所に窓口用軟骨伝導イヤホンがありますので、耳が聞こえにくい方は職員にお申し出くださいといったような掲示を行い、希望する方に利用していただくこと、また、1、2階の窓口職員に窓口用軟骨伝導イヤホンの設置及び使い方を周知し、窓口対応の場面で耳が聞こえにくい方であることが推察された場合などに、窓口用軟骨伝導イヤホンの利用を促すことを考えております。

○**駒木委員** 低層階窓口の職員の方への使い方の周知はとても大事でありますし、窓口へ来庁された方が聞こえにくい方であることが推定された場合には、お試し程度に御利用をぜひとも進めていただきたいと思えます。

昨年度から、全国の自治体や企業、会社の窓口で軟骨伝導イヤホンの普及が広がっているのは御承知のとおりかと思えます。実際に軟骨伝導イヤホンを使用する方の多くは、高齢化に伴う加齢性難聴の方や耳が聞こえにくい市民の方だと思えます。

御高齢の方で市のホームページを見ている方は少ないのではないのでしょうか、見解をお伺いします。

○**近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長** ホームページ以外にも、こうほう旭川市民「あさひばし」に掲載することにより、広く周知したいと考えております。

○駒木委員 軟骨伝導イヤホンに期待される効果があるのであれば、2台では少ないという印象です。見解をお伺いします。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 軟骨伝導イヤホンは、市民と職員の利便性やコミュニケーションの向上などにより、今までの窓口対応よりも時間短縮が見込まれることなどメリットがある反面、重度の難聴者の方などに対応しないかもしれないという課題もありますことから、試験的に導入して費用対効果や適用の可能性などを検証してまいります。

○駒木委員 重度の難聴者は御家族と御一緒に来庁されたり、施設に入所されている方には担当者が御一緒されるケースが大半のように見受けられます。これまでの窓口対応で時間の短縮は効率が上がると考えられます。職員も来庁される方もお互いにストレスフリーになるものと思います。

今後はどのように検証をされるのでしょうか、お伺いします。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 軟骨伝導イヤホンを利用した方に対してアンケートを実施するほか、対応した窓口職員から意見を聴取し、検証してまいります。

○駒木委員 日本一の窓口業務を目指すのであれば、DXだけではなくはずです。将来的には、全ての支所にも軟骨伝導イヤホンの設置を推進したいと考えております。

特に、御高齢の方は地域の支所へ出向かれることが多いです。令和6年度旭川市介護予防高齢者補聴器購入費助成モデル事業の申請も、50人募集のところ、300人以上の申請がされております。本市においても補聴器の需要が高まってきております。今年度はさらに100人募集へと引き上げられる予定であります。

市民のニーズに優しくしっかりとお応えするには、こういった音のバリアフリー化へと優しい窓口を総合的に目指すべきではないかと考えております。見解をお伺いします。

○樽井市民生活部長 今、委員からもありましたように、日本一の窓口を目指すにはDXだけではなくと考えております。

先日の代表質問で、市長のほうからも市民の満足度が日本一となる窓口を目指すという答弁もございました。市民の満足度という点からしますと、やはり、高齢の方や障害のある方も含め、広く市民が安心してサービスを受けることができる、市民にとって利便性の高い窓口の構築が不可欠と認識しております。

支所への導入、設置という部分ですが、総合窓口のカウンターというのはローカウンターで手続きができるようになっているのですけれども、支所のカウンターというのは、ローカウンターはほとんど少なく、どちらかといえば、立って手続きをするところが多いのと、隣の方との仕切りがないというところがございます。

また、支所には、市から届いた郵便物をそのまま開けずに持ってこられて、これが来たんだけど、どうしたらいいんだろうとか、そういう問合せも非常に多くなっております。そういう部分では、高齢の方が来所されることも多い状況でございます。

仕切りなどもないものですから、やはり、耳が聞こえにくいことから、窓口に来られた方も職員も声が大きくなったりして、隣の窓口の方や手続きをお待ちの方に個人情報伝わってしまうような可能性もあります。

そうした中で、支所というのは地域の拠点施設というところもありまして、やはり高齢の方も来庁されます。行政窓口として重要な役割を担っておりますことから、支所への軟骨伝導イヤホンの

導入の検討も必要と考えております。

しかし、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、導入に当たっての課題もございます。こうしたことから、まずは総合窓口で試験的に導入し、そちらの検証結果も踏まえて支所への導入設置について検討を進めてまいります。

**○駒木委員** 改めてではありますが、早期の導入予定は大変にありがとうございます。総合窓口の職員の皆さんの本当に臨機応変な対応がその都度求められることも多くあるかとお察しします。

御尽力いただきましたことには深く感謝を申し上げながら、本当に、あらっ、不思議というぐらいに聞こえますので、導入された際には、ぜひ、職員の皆様にもそこを実感していただきながら、デリケートなところでもありますので、来庁された方には御丁寧な形で、ぜひとも、お試し程度にということろは、最後に言わせていただきたいのは、そこは心がけていただきながら接していただきたいなと思います。

これまでもそのように窓口対応をされてこられたかと思いますが、また深く期待をしていきたいと思えます。

以上で、民生所管分の私の質疑は終わります。

**○高橋紀博委員長** 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

---

再開 午前10時37分

**○高橋紀博委員長** 再開いたします。

御質疑願います。

**○能登谷委員** それでは、議案第44号、一般会計予算のうち、宿泊税課税準備費、それから、議案第67号の旭川市宿泊税条例の制定に関連して伺いたいと思えます。

まず、対象となる市内の宿泊事業者がどれぐらいあるのか、業種別にお示しいただきたいと思えます。

**○飯森税務部税制課長** 旭川市内において宿泊施設を経営している事業者数につきましては、現時点における把握数で申し上げますと、旅館・ホテル営業が75事業者、簡易宿所営業が51事業者、民泊が33事業者の計159事業者となっております。

ただし、これらの事業者が公表されている宿泊施設のうち、旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出はしているものの、経営実態がないなどの宿泊施設の事業者を除いた数となっております。

**○能登谷委員** 民泊も含めて159事業者もあるとのこと。民泊の場合は、顔を合わすことなく所定の場所から鍵だけを受け取って入室するというところもあると聞いています。

当日の決済がない中で課税するとしても、これは100%の事務執行が可能になるのでしょうか。

**○飯森税務部税制課長** 宿泊税の徴収につきましては、例えば、戸建ての住宅を民泊施設としており、施設内に従業員等が常駐していない場合には、特別徴収義務者が宿泊料金に宿泊税を上乗せし、施設利用時に宿泊者に請求していただくなどの方法で徴収が可能であると考えております。

**○能登谷委員** 宿泊料金に上乗せするから可能だというふうに簡単に言いますが、現場は大変だと言っています。

2月に旭川ホテル旅館協同組合の皆さんから私どもにも要請を受けました。自民党さん、公明党

さんにも来たんだという話が昨日もあったと思うのですが、市も同様の要請を受けていると思うのですが、その内容と受け止めについて伺いたいと思います。

○飯森税務部税制課長 旭川ホテル旅館協同組合からの要望についてでございます。

令和6年10月28日に旭川ホテル旅館協同組合から旭川市長に対し、法定外目的税、(仮称)宿泊税に関する要望書の提出がございました。

いただいた要望の内容につきましては、スポーツ合宿等への参加、地方からの通院や入院の付添い、建築関係者の長期宿泊などの観光目的以外の宿泊者が多いことから、本市への宿泊を敬遠されることが心配されるため、負担なく宿泊ができるよう望むものでございました。

この要望に対しましては、今後、具体的な使途を検討していく中で、このような方々に対してどのような還元策を取ることができるのか、観光スポーツ部において宿泊事業者や関連団体とも協議をしながら検討していくものと承知しております。

○能登谷委員 目的税である以上、課税の目的と使途は明確に定められなければならないと思いますが、それらをどのように定めようとしているのか、伺います。

○飯森税務部税制課長 課税の目的につきましては、旭川市宿泊税条例第1条において、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指すため、観光振興に関する事業に宿泊税を充当することと規定しております。

また、使途につきましては、旭川観光基本方針に基づく事業に充当されるものと認識しており、具体的な使途につきましては、今後、観光スポーツ部において宿泊事業者や関連団体とも協議をしながら検討することを予定しております。

○能登谷委員 国際的にも通用する観光地を目指すとか、使途はこれから決めるんだという話なんですけど、旭川ホテル旅館協同組合の皆さんは、導入しようとしている旭川市の宿泊税の使途が不明、曖昧ではないかと指摘されていますが、市はこれについてはどのように認識されているのか、伺います。

○飯森税務部税制課長 観光スポーツ部が実施した旭川市における宿泊税制度の考え方(案)に対するパブリックコメントにおいて、宿泊税の使途につきましては、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、持続可能な観光地づくりなどに活用することが示されておりますが、近年は外国人観光客が急増しており、こうした外国人観光客は団体旅行から個人旅行へのシフトが進んでいるといった報道が見受けられるほか、広域観光の重要性、観光で稼ぐ地域づくりなど、観光を取り巻く環境は変化してきていることから、具体的な使途につきましては、4月以降、こうした環境を踏まえつつ検討するものと承知しております。

○能登谷委員 ホテル旅館協同組合の皆さんは、スポーツ大会や文化系の大会に参加する場合の親御さんの負担が重いのではないかと心配されています。北海道が100円、旭川市が200円、加えて温浴施設がある場合は入湯税150円もあるということになりますと、1泊で450円の負担になります。

大会参加時、母子家庭の子どもは旅館に泊めて、親は車で道の駅に行き、寝泊まりしているという実態も伺いました。それから、病気の家族の付添いで宿泊している人もいるということでした。いわゆる宿泊弱者の対策がないのではないかと思います、伺います。

○飯森税務部税制課長 スポーツ大会への参加、病院への付添いの方々への対策につきましては、

制度簡素化の観点から北海道と課税免除の要件を合わせているため、課税を免除しないこととしております。

このような方々に対する還元策については、今後、宿泊事業者や関連団体と協議しながら、具体的な用途を検討していくこととしております。

**○能登谷委員** 課税免除をしないとえんきよくに言いましたが、簡単に言えば、宿泊弱者からも税金を取るよということですよ。

ホテル旅館協同組合の皆さんは、旭川は観光地や温泉街とは異なると、ビジネス出張とか建設関係者の長期滞在、それから、病院の通院、患者の付添いなどが多いので、連泊される方も多いということでした。

これらの方は、観光目的とは違い、仕事のための宿泊であり、または仕事以外もありますが、旭川市内が高いとなれば、周辺のまちに宿泊することも考えられますが、それらの影響は考えておられますか。

**○飯森税務部税制課長** 宿泊税の導入による市内宿泊数の減少につきましては、今年の夏に実施した本市への来訪者を対象としたアンケートによりますと、本市が宿泊税を導入した場合において、本市への宿泊を避け、宿泊税を導入していない市町村に宿泊すると回答した割合は6%であったこと、また、令和5年4月に宿泊税を導入した長崎市の宿泊客数は、令和4年と令和5年を比較しますと順調に伸びておりまして、そのような点からも、宿泊税の導入が宿泊者の選択に与える影響は限定的であるものと認識しておりますが、そうした影響の有無につきましては、宿泊税導入後、しっかりと把握してまいりたいと考えております。

**○能登谷委員** アンケートでは他市への流出の意向は少ないと、長崎は伸びていると言いますが、それは、旭川市に宿泊せざるを得ない人、または観光などの人ではないでしょうか。工事関係者などの長期滞在の方は、事情が違い、少しでも宿泊代を浮かせたいのが本音ではないでしょうか。

そこで、伺いますが、北海道が100円の課税の中で、旭川市が200円を課税しようとする積算根拠は何か、伺います。

**○飯森税務部税制課長** 宿泊税の税率につきましては、制度の考え方を所管する観光スポーツ部において、旭川観光基本方針で掲げている本市が目指すべき将来像の実現に向けた施策の実施の事業費や、コロナ禍の経験を踏まえた非常事態に対する資金の確保等を考慮すると、おおむね3億円から4億円程度の費用が必要であると算出したところでございます。

旭川市中小企業審議会から簡素で分かりやすい制度を検討するよう答申を受けまして、北海道や道内他都市の検討状況、来訪者や宿泊者へのアンケート調査の結果も踏まえ、宿泊税を徴収する事業者の負担や宿泊者の許容できる負担感、本市の観光振興の将来像等を総合的に判断した結果、本市の宿泊税についての考え方として、税率を200円とした一律の定額制とすることが妥当であるとの考えに至ったものと承知しております。

**○能登谷委員** 200円の積算根拠があまりはっきりしないんじゃないかなと思うんですね。詳しいことは観光スポーツ部に聞いてくれみたいな答弁だったんですが、そうすると、今の時点では何に幾らかかるという積算根拠はないということなんですか。

**○飯森税務部税制課長** 繰り返しになりますが、旭川市中小企業審議会から旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申としまして、税率は納税者と特別徴収義務者にとって簡素で

分かりやすい制度とするために、1泊200円の定額制を基本とした上で検討することとされたことを受け、観光スポーツ部において検討が行われた結果、定められたものというふうに承知しているところがございます。

○能登谷委員 あまりよく分かりませんね。簡素ということが出ました。租税原則は、公平、中立、簡素ですよね。5千円で泊まる人と、最近では旭川も高いですから1万5千円で泊まる人と、どちらも200円というのは公平なんでしょうか。

○飯森税務部税制課長 5千円と1万円での宿泊についての公平性ということでございますけれども、確かに、一律200円での負担感といった意味では、5千円での宿泊の方のほうが負担感が重くなるというふうに認識しております。

○能登谷委員 公平ではないですね。

それから、税は適正な最小限度にするべきではないかと思えますけれども、北海道が100円なのに旭川は200円を取らなければならないという根拠は何でしょうか。

○飯森税務部税制課長 北海道におきまして、当初、令和5年9月だったかと思えますけれども、道内7市と北海道との意見交換を行う中で、税率につきまして、いわゆる福岡方式といいますか、200円の額の一部を道のほうでも減額するような形での徴収方法ということも7市のほうから要望を上げたわけですが、結果的にはそのままという形になっておりまして、道のほうでは段階的定額制というものを選択する中で、2万円未満については100円という形での金額設定がなされたところがございます。

一方で、旭川市におきましては、先ほど申し上げました審議会の答申を受けまして、簡素な形での200円という額で設定すると承知しておりますので、それぞれ、北海道のほうでは課税自主権に基づいての額が設定されているというふうに認識しております。

○能登谷委員 とにかく、中身は中小企業審議会のほうで決めたんだと。だけど、それはどうやって判断して、どう決めたのかというのを聞きたいんですけど、分からないと。

使途が不明、曖昧なままだと公平感も持てない、それから、宿泊弱者対策もない、他市への流出対策も今のところはっきりしないという中で、それでも課税のみ決めようとするのは本末転倒ではないかと思えますし、地方税法の趣旨にも反するのではないかと思います、見解を伺います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の地方税法上の位置づけにつきましては、法定外目的税でございます。使途につきましては、観光の振興に関する事業に充当することと特定しておりますことから、地方税法の趣旨に反するものではないと考えております。

○能登谷委員 使途は観光振興だという大変大ざっぱなものでは、定めていないのも当然ではないでしょうか。胸を張れる状況ではないと思います。

それから、倶知安町だけでなく、北広島市も定率の導入を考えて宿泊税の導入を延期しました。北海道と市町村との連携は十分に図られていないということなんでしょうか。

○飯森税務部税制課長 北海道の宿泊税導入に当たりましては、昨年末に定率制を採用する市町村は道宿泊税相当分を北海道に交付することで、当該市町村には北海道宿泊税条例が適用されないこととされたところであります。

このような内容の変更につきましては、急転直下に決められましたことから、事前に知らされていなかったところでありますが、これまで北海道と宿泊税の導入を検討している道内市町村におい

て計8回の意見交換会が行われ、主に道内の市町村の検討状況や道の制度設計についての説明を受けてきたところでございます。

**○能登谷委員** 急転直下で決められたと、8回の説明を受けたけどというところなんですね。

旭川ホテル旅館協同組合の皆さんが2月に私どもも含めて各所に要請していますので、この議案が出される前に事業者との十分な合意形成は図られていなかったということになりますけれども、市の認識を伺います。

**○金澤税務部長** 宿泊事業者との合意形成でございますけれども、これまで観光スポーツ部が中心になりまして、令和5年度には、宿泊事業者を含む観光関連事業者等で構成された部会を附属機関でございます旭川市中小企業審議会に設けまして、宿泊税制度の考え方を検討していただいたほか、宿泊事業者への説明会、アンケート調査の実施、その後、制度案及び条例案骨子に対するパブリックコメントの実施、関係団体との意見交換会を実施するなど、広く御意見をお聞きしながらこれまで進めてきたところでございまして、宿泊税を本市の活性化につなげるための財源として活用すべきという宿泊事業者からのお声もいただきましたことから、一定の御理解は得られているものと認識しております。

一方で、宿泊税導入に当たりまして、旭川ホテル旅館協同組合から要望書の提出を受けておりまして、様々な点で不安を抱えている事業者も少なからずいるということも事実でありますことから、税務部としましては、特別徴収事務の手引、あるいは質疑応答集を作成しまして、宿泊事業者に対する説明会を来年度に複数回実施するほか、徴収事務の負担軽減を図るため、交付金制度の検討を進めまして、できるだけ事業者からの御理解を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

**○能登谷委員** 結局、事業者に不安はあるが、後で新年度になってから理解を得ていこうということで、今の時点では十分な合意がないと言っているに等しいと思いますね。

これは課題が多過ぎるのではないかと思います。北海道の課税に乗り遅れないように無理しているようにしか見えません。先に課税ありきで用途は不明なまま、200円の積算根拠も怪しい、宿泊弱者対策もない、事業者との合意形成も今のところはない、この状態のまま押し通すのは無理があると思います。一旦、立ち止まって考えたほうがよいと思いますが、副市長の見解を伺います。

**○中村副市長** 宿泊税の導入ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で旅行客が非常に少なく、ホテルに泊まる方も少なくなって、いろんな事業が縮小されて、それが今、逆にインバウンドを含めて観光客が非常に増えているという中で、一旦は縮小したものを増やしていくというところで、ホテル業界の方々もいろいろと大変な思いをされている部分があります。

そして、市としても観光なり何なりに力を入れていくというところでは、一定程度の助成といたしますか、補助といたしますか、そういったものが必要であるというふうに考えております。ただ、財源的には非常に足りないことから、宿泊税を導入するというに至っているわけでありまして。

委員が御指摘のとおり、宿泊税について、例えば、旭川市が一旦立ち止まったとしても、北海道はこのまま導入を進めることとなります。私も知り合いがいるので個人的に聞いているのですが、北海道の宿泊税もそうですけれども、市が宿泊税を取ることで、観光施策の部分で旅館業界やホテル業界の方々の意見をきっちり聞いて、それに対応した支援策を講じていただければそれにこしたことはないと思いますか、宿泊税を取ることで自体を北海道ではもう進めておりますので、

ホテル業界や旅館業界の方々にもそういった負担の部分は広がっているといえますか、感じている部分がある、そのような意見も聞いております。

そういったことを含めまして、先ほど来、課長や部長が答弁しているように、今後もホテル業界や旅館業界の方から意見をきっちりと聞くことを繰り返して、どういう形がいいのか、どういう支援策がいいのか、ホテル業界、旅館業界に沿った形の支援策を講じていくということもあります。

それから、宿泊弱者というようなお話もありました。そういった部分が観光振興に関わるかどうかということもあるのですけれども、その辺はどこまで支援策が可能かということも検討しながら、今後、対応を進めていきたいというふうに考えております。

**○能登谷委員** 簡単に言えば、お金がないから取りたいというのと、北海道は取るのだから、一緒に取りたいということシンプルに回答していただけたと思うんですね。このことは、税だけではなく、観光や経済にもまたがる課題だと思いますし、200円の根拠もはっきりしないと。全庁的な議論が必要な課題でありながら、十分な調整がされているとは思えません。

これは、市長の見解を伺いたいと思っていますので、総括質疑を申し出たいと思っていますので、取り計らいをお願いいたします。

**○高橋紀博委員長** ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

**○能登谷委員** それでは、今の宿泊税の部分は終わります。

続いて、議案第44号、一般会計予算のうち、まず、福祉保険部の予算における物価高騰対策にはどのようなものがあるのか、概要をお示しいただきたいと思えます。

**○高桑福祉保険部生活支援課長** 令和7年度における本市の物価高騰対策のうち、福祉保険部が所管するものとしたしましては、第1回臨時会において補正予算を提案し、議決いただきました住民税非課税世帯に3万円を支給する物価高騰重点支援給付金支給費、住民税非課税世帯の子育て世帯に子ども1人当たり2万円を支給する低所得世帯子ども加算金支給費、住民税均等割のみが課税されている世帯に1万円を支給する生活安心応援給付金支給費の3事業に加えまして、本定例会で提案させていただいております令和7年度予算におきまして、令和6年度の定額減税調整給付金支給額に不足がある方に不足分を支給する定額減税補足給付費支給費で10億982万7千円、また、障害者福祉センター及び近文市民ふれあいセンターの照明のLED化で、合わせて5千370万円を計上しております。

**○能登谷委員** 照明のLED化も物価高騰対策なんですね。びっくりしますね。

3月10日に発表された厚生労働省の1月の毎月勤労統計調査、いわゆる毎勤によると、現金給与総額から物価上昇分を差し引いた実質賃金は、前年同月比で1.8%減でした。米の価格高騰を背景に物価上昇したことなどから、3か月ぶりにまたマイナス圏に沈んだということです。

また、3月からの食品の値上げは2千343品目に上っていますし、1月、2月も上がり、4月もさらに続くと言われております。

こういう中で、現在の物価高騰の現状が市民生活にどのような影響を与えているのか、市の認識を伺います。

**○高桑福祉保険部生活支援課長** 現在の物価高騰の状況が市民生活に与える影響ということでは、生活保護の受給世帯数や支給件数等の状況が一定の目安になるものと考えております。

本市の生活保護の受給世帯数は、令和元年度が9千929世帯のところ、令和5年度は9千588世帯であり、少しずつではありますが、毎年減少してきておりました。

しかし、今年度は、令和7年1月末の時点での数字でございますが、被保護世帯は9千597世帯であり、昨年度の年平均を上回っている状況でございます。

生活保護の申請件数も、令和5年度が1千1件と令和元年度以来の1千件を超えとなりましたが、今年度も1月末時点で既に915件となっております、1千件を超えるのはほぼ確実にございます。

今時点では生活保護の受給に至る経済状況ではないものの、預貯金の減少などによる将来の不安から生活保護の相談窓口に来られる方も増えていると感じておりますので、これらの状況は、物価高騰が市民の生活に影響を及ぼしている表れであると受け止めております。

**○能登谷委員** 生活保護の受給世帯は、全国ではこのところ徐々に上がってきていると聞いていました。しかし、旭川市では逆に減っていたと。今年度は下げ止まりとのことですが、なぜそうなっているのかは別のところで聞きたいと思います。

旭川市は、3年連続で福祉灯油を実施し、市民には大変喜ばれてきました。灯油価格の高騰はいまだに続いています。当然、今年度も福祉灯油を実施するものと市民は期待していたと思いますが、市の認識はどうだったのでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長** 3年連続で実施してまいりました福祉灯油購入助成事業が今年度は実施できませんでしたが、昨年の秋頃から今日に至るまで、福祉灯油の実施に関する問合せは断続的にあるところでございまして、灯油価格は過去に福祉灯油を実施した年の価格と変わらない高い水準にある状況でありますので、今年度も福祉灯油はあるものと期待していた方は多かったものと認識しております。

**○能登谷委員** 福祉灯油の基準を定めてはどうでしょうかね。灯油価格が一定価格以上ならば、必ず実施するなど、福祉灯油を恒常的に実施するべきだと思いますが、見解を伺います。

**○高桑福祉保険部生活支援課長** 本市において、福祉灯油は、国際情勢など予期できない灯油価格の急激な高騰などに対処するために実施してきたものであり、これまで年度途中の補正により予算化してまいりました。

令和5年度の福祉灯油の支給世帯数は3万7千148世帯でありましたので、仮に支給世帯数が変わらず、支給金額を1万円とすれば、事業費は助成額だけで3億7千148万円となります。特別な財源の裏づけがない状況において、この事業費を一般財源で確保することは極めて困難であると考えております。

**○能登谷委員** 全道的には結構大きなまちでも都市でも毎年やっているというところもありますし、この周辺の町でもやっているところもあるんですね。

財源がないとおっしゃっていますけれども、今回は国の交付金5億8千万円を余して新年度に回しましたので、この交付金を充てることはできたのではないのでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長** 国の交付金を活用して令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において実施する物価高騰対策の内容につきましては、本年1月より住民税非課税世帯に対する

3万円の給付金が支給されていることと、非課税世帯以外の低所得世帯や子育て世帯等への支援が必要であること、さらに、交付金の限度額などを踏まえ、総合的に判断されたものと認識しております。

**○能登谷委員** LEDよりも福祉灯油のほうが物価高騰には資すると思いますけどね。

上川中部1市8町は、何かと連携して旭川市と共同を共にしているのですが、旭川市以外の周辺8町では全て福祉灯油を実施しています。8町の財源はどうなっているのか、伺います。

**○高桑福祉保険部生活支援課長** 8町に財源について電話でお尋ねしたところ、1町が北海道の地域づくり総合交付金、国の臨時交付金及び一般財源、6町が地域づくり総合交付金と一般財源、1町が全額一般財源ということでございました。

**○能登谷委員** 周辺8町は、国や道の交付金と不足分は町の一般財源投入している、または全額一般財源のところも1町あるということです。

周辺8町は様々な財源を活用して福祉灯油を実施している中で、なぜ旭川市は取り組まないのか、福祉保険部長の見解をお聞かせください。

**○川邊福祉保険部長** ただいま、福祉灯油について生活支援課長から答弁をさせていただきました。

高騰する灯油価格であります。市民生活部で取りまとめている市内の小売価格調査を見ますと、直近2月調査の時点の数字が市内平均で1リットル当たり131円60銭と、前年同期比で12円20銭もアップしている、そんな状況にもございます。

また、日々、報道などでもされておりますとおり、灯油価格もさることながら、我々が毎日食べる米の価格が前年比で、スーパーに行っても約2倍近くの高騰ぶり、それから、キャベツや白菜といった常備野菜もこれまでと比べて異常な高値が続いている状況で、市民全体の懐を直撃している状況にあると、そんな受け止めをしております。

言うまでもなく、内陸の寒冷地にある旭川は、特に冬は食べる以前に暖房をたかなければ生活ができない、そんな実態にあることは言うまでもありません。私自身も市民の方から、直接、ほかで節約して灯油代に回す余裕がないんだと、生活できるようにしてくれと、日々、そういった厳しいお叱りを受けているところでございます。

こうした状況ですとか、昨年12月の定例会の中での議論、要望をいただいた流れを受けまして、部として国の交付金を活用して福祉灯油ということで提案いたしました中、最終的な市としての判断として、今年1月の臨時会での補正予算において、交付金の対象範囲の拡大をさせていただいたところであります。

いずれにいたしましても、私ども福祉保険部の果たす役割というのは、市民一人一人が安心して暮らしているまちをつくるということにございます。引き続き、今後も市民の声に耳を傾け、福祉灯油も含め、少しでも暮らしの安心に結びつくような取組を進めてまいります。

**○能登谷委員** 部としては要望しているが、できなかったという率直な苦しい心情を吐露されておりましたが、周辺8町が全て福祉灯油を実施しているのに、旭川市だけ実施していないということですから、市の対応は冷たいという印象を持たれるのはいかがなものかと思えます。

財源のことなので、副市長に伺います。

物価高騰対策や福祉灯油は全庁的な課題であると考えます。市民の安心な暮らしのために市としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○中村副市長 事業の検討に当たりましては、様々な事業の対象や効果、それから、どのぐらいの期間を必要とするのかということ、あるいは、当然、財源ということも検討素材として上げて行って、事業を最終的に決めるということになっております。

福祉灯油については、当然、今回も検討の俎上に上がったところであります。ただ、最終的に判断したのは、先ほど課長からも答弁がございましたけれども、今回、住民税非課税世帯への国の交付金があり、そちらと福祉灯油の対象が重なる部分があるということ、そして、逆に、苦しい部分は非課税世帯ではなく、それよりも生活状況は多少いいけれども、やはり物価高騰等の影響は受けているということで、住民税の均等割の課税世帯、あるいは、子どもがいる世帯はやはり負担が大きいのではないかということから、子育て世帯に対してもそういった支援を拡充していきたいということを踏まえ、最終的に福祉灯油については今回は見送らせていただいたというようなことがあります。

いずれにいたしましても、我々としましては、市民のいろんな生活の状況等を踏まえまして検討していきますけれども、いろんな物価高騰の影響を受けている市民にできるだけ広く支援ができる事業をしていくことから、今回はこういった形の予算となったところでございます。

○能登谷委員 結局、ほかの住民税非課税の対策などがあるからしなかったということは、この間も議論しましたが、ほかのまちはそれもありながらも灯油の高騰に苦しんでいることに対する支援を行ったわけですから、それだけでは言い訳にならないと思うし、新年度予算を見ても、LEDとか、これは本当に物価高騰対策なのかなというものしかないです。

部からも要望が上がりながら、市長としては苦しい胸のうちがあるのではないかなと思いますので、市長に聞いてみたいと思いつつも、これについては遠慮したいと思います。

なので、物価高騰対策はこれで終わります。

続いて、議案第54号、病院事業会計予算について伺います。

市立病院の経営状況についてですが、2024年度決算見込み、それから、2025年度当初予算がともに赤字となっている要因について、まずお示しいただきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 令和6年度決算見込み、令和7年度当初予算がともに赤字となっている要因としましては、令和5年5月から新型コロナが5類感染症に移行したことにより、病床確保に関わるコロナ関連補助金が廃止された中、コロナ禍により落ち込んだ患者数がコロナ前の水準までの回復には至っていないことで収益が伸び悩んでおり、さらに、昨今の物価高騰に加え、特に人件費につきましては、1千円単位で申し上げますと、令和6年度決算見込みでは税抜で68億2千770万4千円となっており、令和5年度決算から5億2千252万円の増、コロナ前の平成30年度決算と比較しますと、13億3千802万7千円増加していることが要因となっております。

令和7年度予算では、16年ぶりとなる整形外科病棟の開設や、令和6年10月に開設した血管外科の通年化による入院患者数の増加を見込みまして、入院収益を令和6年決算見込みから11億47万9千円増の78億9千256万4千円を計上しているところでありますが、診療報酬が物価高騰や人件費の上昇に対応したものとはなっていないことで、引き続き、赤字予算とせざるを得ない状況であります。

○能登谷委員 整形外科病棟の開設とか血管外科の通年化などの明るい話題はあるものの、引き続

き、赤字予算が続くという厳しい経営状況だということが示されました。

それでは、他の医療機関はどうなっているのでしょうか。道内のほかの市立病院の経営状況についても分かるところをお聞かせいただきたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長** 他の道内市立病院の経営状況についてでございます。

令和5年度決算においては、23市のうち、1市を除く22市の市立病院で資金収支が赤字だったと認識しており、令和6年度決算見込みや令和7年度予算においても、当院と同じく、コロナ禍で減少した患者が戻らない中、物価高騰や人件費の増加による収支悪化により、程度の差はありますけれども、全ての市で赤字となる予定であると伺っております。

**○能登谷委員** 続いて、市内のほかの医療機関の経営状況はどうなっているのか、保健所に伺いたいと思います。

今、破産手続に入った医療機関とか、それから、病床削減を行うという話も聞いていますので、可能な範囲でお答えいただきたいと思います。

**○中屋保健所保健総務課長** 市内医療機関の経営状況につきましては、国や都道府県単位での統計等が公表されており、自治体単位での公表、把握データはなく、本市も同様に、個々の医療機関の経営状況については把握していない状況であります。1つの事例といたしましては、今年1月に人件費などの負担増により赤字決算が続く、財務内容が悪化した市内の医療機関が自己破産を申請し、破産手続を開始したとの報道がありました。

また、必ずしも経営状況の悪化が理由とは言えませんが、今年度の市内医療機関からの病床数削減の申請件数について、令和7年3月1日までの実績で申し上げますと、4件の医療機関から合計250床の病床削減の申請があり、光熱水費や材料費、人件費の高騰などへの対応として、効率的な運営を目指す医療機関が自発的に病床数を削減した背景もあるものと推察されます。

**○能登谷委員** 光熱水費や材料費、人件費の高騰であれば、全国的にどこでも同じではないでしょうか。コロナ禍の患者離れや診療報酬の課題もあり、医療機関の経営不振は全国的な課題であると考えますが、認識を伺います。

**○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長** 新型コロナをきっかけとする患者減少につきましては、コロナへの感染リスクを懸念した受診控えや、それをきっかけとした受診習慣の喪失などにより、従来の医療機関への訪問が減少したものと推測されており、これは全国的な傾向であると言われております。

また、医療は診療報酬という公定価格により価格が決められており、各医療機関は物価上昇分を価格に転嫁できない環境にあります。昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に昨年6月に改定されたばかりの診療報酬が見合うものとなっていない状況にあります。

これら複合的な要因による経営悪化は、全国どの地域の病院も共通で抱えている課題であると認識しているところであります。

**○能登谷委員** それでは、公立病院の役割はどのようなものなのか、これまで何度もお聞きしている状況もありますが、改めてお示してください。

**○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長** 公立病院の役割についてでございます。

当院は、上川中部2次医療圏で唯一の市立病院として、救急医療やがん、心疾患などの急性期における高度医療、小児医療や精神医療など政策的医療や不採算医療といった分野のほか、新型コロ

ナなどの2類感染症に対応する感染症指定医療機関も担っております。

こうした他の病院では担うことが難しい医療を維持、推進することは、本市をはじめとする地域医療にとって必要不可欠であり、当院が果たすべき役割であると認識しております。

**○能登谷委員** 特に、コロナ感染拡大のときの市立旭川病院の奮闘は市民みんなが知るところだと思います。市立病院は、病棟を潰してコロナ病床をつくって対応されましたし、既存の感染症棟も老朽化で本当に大変だったですね。救急車が来てもストレッチャーが玄関から入れなくて、窓からせーので入れていたと。それから、バリアフリーにもなっていない。私たちが見せてもらったときは、患者の食事は看護師さんが持って階段を駆け上がって運んでいるというような状況でした。

そんな中、感染症病棟を改修して機能させて、多くの医療機関が大規模クラスターになる中でも地域医療を守り切ってきたというふうには思います。市立旭川病院の皆さんの奮闘には敬意を表したいと思います。

そこで、公立病院の役割を果たすための国や市からの財源の保障はどうなっているのか、伺いたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長** 当院が役割を果たすための財源の保障についてであります。

政策的医療・不採算医療分野については、通常の収益では賄えない職員の人件費や医療器械の企業債の償還元金など、国が認めた必要な経費について一般会計から繰入金をいただいております。令和7年度予算で申し上げますと18億3千317万4千円となっております。

一方で、現在も続いている新型コロナへの対応に関しましては、専用病床の確保分を含めて国からの交付金等はありません。

**○能登谷委員** 国の補助金の10年間の動向を見ますと、コロナ前の令和元年度で約2千700万円が、コロナ禍の令和2年度は約16億円、3年度は26億8千万円、4年度は約21億円、令和5年度は、途中でコロナ対策が変更になって2億7千万円に落ちていっています。

その後、令和6年度は約2千300万円とコロナ前より低くなっていますが、これはどういう理由によるものなのか、伺いたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長** コロナ前の令和元年度とコロナ後の令和6年度の補助金の差額についてでございます。

令和元年度と比較して約400万円の減少となりましたが、主に感染症指定医療機関運営費補助金で約340万円の減となっていることが要因であります。

この補助金は、当院が第2種感染症指定医療機関として、いわゆる感染症センターの運営に必要な光熱費や委託料などを対象とし、交付を受けているものですが、令和元年度は1千197万6千円で、令和6年度につきましては、国の予算額が超過したことから、当初申請1千152万円に対し、859万円とされる見込みとなっております。

**○能登谷委員** 市の補助金についてですが、コロナ禍で若干増えているものの、それだけではつかめない傾向があると思うんですが、この10年間の動向についてお示しいただきたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長** 市の補助金の10年の動向についてでございます。

市補助金につきましては、病院職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や児童手当に要する経費などの一部を一般会計から基準内繰入金として交付されているものになります。

令和元年度と令和2年度においては、資金不足比率が10%を超過しないように、それぞれ3億円、1.5億円の合計4.5億円を基準外繰入金として例外的に計上した経過があります。

なお、職員の人件費の人事院勧告に基づく増加に伴い、補助金も増加傾向にありまして、令和7年度で2億4千134万6千円となる見込みでございます。

**○能登谷委員** 資金不足にさせないために基準外繰入れもしたということで、こんな凸凹があるということなんだと思うんですね。

それで、コロナ対応は5類に移行しましたが、その後も備えは必要な中で、感染症指定医療機関運営費補助金は減っていると。物価も人件費も高騰しているなど、市立旭川病院の経営は大変厳しい事態になっているということが明らかになりました。

それでは、経営再建に向けての努力はどのようにされているのか、院内での検討状況をお示しく下さい。

**○木村市立旭川病院事務局長** 当院におきましては、現在、令和5年度から令和9年度までを計画期間といたします第4次中期経営計画を定めておりまして、これに基づいて、院内の職員で構成します経営改善会議での議論、あるいは、外部委員も含めた市立旭川病院経営委員会の御意見を踏まえまして、毎年度、検証、見直しを加えながら様々な取組を実施しているところでございます。

今後の経営改善の取組ということで申し上げたいと思いますけれども、これまで進めてまいりました診療単価の高い入院患者数、それから、入院収益の増加については、今後も当院としては最優先の取組として進めてまいりたいというふうに考えております。

入院患者のルートというのは、実は大きく3つありまして、1つが診療所、クリニック等からの紹介患者になります。2つ目が救急搬送される患者さん、3つ目が当院の検診センターの受診者の中で治療なりケアが必要な患者さんとなっております。

このうち、今、特に力を入れているのが1つ目の診療所、クリニック等からの紹介患者になりまして、これについては、紹介していただく診療所側が患者を紹介しやすい環境づくり、より簡単に紹介できるシステムづくりが必要だということで、ウェブでの予約システムの導入、あるいは、当院がどういった患者さんに対応できるかをより知っていただくことが重要ですので、医療機関向けの広報誌による、当院が得意とする診療科の積極的なPRといったものもより進めていきたいというふうに考えています。

また、2つ目の救急車での患者搬送については、今までも断らない救急ということで対応してまいりましたけれども、今後も引き続き徹底してまいりたいというふうに思っております。

一方、診療科の関係では、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、4月からは16年ぶりに整形外科で常勤医師を配置し、当面は1名になりますけれども、入院病棟が再開することになっております。また、昨年10月からは血管外科が新たに開設され、それが今年度からは通年化するというので、整形外科も血管外科も、実は、高齢者に多い疾患に対応できる診療科となっておりますので、今後、当面は高齢者の入院患者が増えるという見込みもある中で、そうしたものにも対応できるのかなというふうに考えております。

さらに、昨年1月からは経営コンサルタントを入れてやっておりますけれども、例えば、リハビリ実施単位数、あるいは栄養食事指導料、入退院支援加算、こういった診療報酬加算を当院の職員は頑張っているという今の状況があります。

また、当院の入院診療は、DPCと言いまして、包括評価制度、つまり、出来高ではなくて、病名で1日当たりの定額報酬が決まる制度になっておりますけれども、入院診療で行います検査、注射、投薬、そういったものの内容や回数を適正化していくことで、費用の効率化、削減も含めて収支改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これまで答弁してきておりますとおり、現時点では決算での結果にはなかなか出ていないという状況にありまして、これまでの取組に加えまして、さらなる別の取組を重ねていくことが必要だという認識は持っております。

病院経営においては、実は、これまでも答弁してはいますが、これをやればもう全てが解決しますというような特効薬的な取組というのはありません。ただ、こうした現状認識を踏まえ、あらゆる手だてを講じまして、資金不足比率の経営健全化基準は20%になりますけれども、これを超えることのないよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○能登谷委員** 市内には5つの基幹病院がありますが、それぞれの医療機関の役割や特徴を持った医療機能を担っていただいていると思います。しかし、それぞれが目指す医療を目いっぱい行うということは今後難しくなるのではないのでしょうか。今後は、その役割分担も含めて検討していくことが必要なのではないかと考えます。その検討の中で、市立旭川病院の医療機能の在り方も検討が必要なのではないのでしょうか。

病院事業管理者の見解を伺いたいと思いますが、昨日は、医療と教育は市場原理であってはならないと管理者の気骨ある見解が示されましたが、今後の市立旭川病院の医療機能はどうあるべきか、管理者の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

**○青木病院事業管理者** 今後、約20年間で上川中部医療圏では約8万人の人口減少が推測されており、今の旭川市の医療提供体制がこのまま維持されているとは思われません。

市立病院の将来的医療機能については、新しい2027年から開始される地域医療構想の項目に精神医療が入ったことと、先ほど事務局長が述べております新興感染症に対するこれまでの重要性と実績に鑑みますと、これからの市立病院の立ち位置が下がることは決してありません。

さらに、今後、増加していく高齢者に対する救急医療など、市立病院が中心的役割を果たしていくと思われ、市民から信頼されていくことを確信しております。

**○能登谷委員** 青木管理者、ありがとうございます。長いこと、お疲れさまでした。

先ほどの答弁でも、複合的な要因による経営悪化は全国どの地域の病院も共通で抱えている課題だということでしたから、医療機関の経営不振はまさに全国的な課題と言えます。

診療報酬の適切な改定など、病院としても国に対し、要望してしかるべきではないかと思っておりますが、見解を伺います。

**○木村市立旭川病院事務局長** 要望でありますけれども、当院が加盟しております全国自治体病院協議会をはじめ、全国市長会など10団体の連名で、昨年11月に国に対して物価高騰や医療従事者の処遇改善に対応するものも含め、公立病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保、維持のために必要な補助金や交付金等の措置の充実を図ることなどを要望しております。

また、今年1月には、日本病院会など5団体の連名で、直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るため、緊急的な財政支援措置を講じること、また、病院の診療報酬について、物価、賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入することなどについて、国に対し、緊急要望が行われてお

ります。

このうち、診療報酬の問題につきましては、実は、非常に深刻な問題でありまして、当院の一例を令和6年度決算見込みベースで申し上げますが、まずは人件費になります。

今回の診療報酬で医療従事者の処遇改善を目的としてベースアップ評価料というものが新設されました。今回、当院の主に人事院勧告に伴う給与改定による給与費の増加が約2億6千万円、これに対して、その財源として措置されているベースアップ評価料につきましては8千万円程度にとどまるという状況になっております。

また、事例をもう一つ申し上げますと、入院時の食事も、食材費や光熱水費等が高騰する中、患者様から入院時の食事療養費の負担金を一部いただいております。昨年6月からは1食当たり30円の引上げとなりました。今後、さらに引上げも議論されておりますけれども、現時点では、当院職員の人件費を除きまして約7千万円が持ち出しというような状況もあります。

こうしたものが構造的にありまして、令和6年度の決算見込み、あるいは新年度予算における赤字額には、先ほども申しましたように、こうした構造的、制度的な赤字が一部含まれているという状況でございます。

**○能登谷委員** 市立病院の経営状況について、るる伺ってききましたけれども、病院だけでは経営再建は厳しい課題があるのではないかと考えます。設置者も含めて全庁的に検討すべき喫緊の課題だと考えますが、副市長の見解を伺います。

**○中村副市長** 病院の課題として、市立病院といいますか、公立病院だけでなく、公的病院、民間の病院も含めて経営状況が厳しいということは我々も十分に把握しているところです。

私は、市内の基幹5大病院の院長といろいろと意見交換もさせていただいています。もちろん、管理者とは密に連絡を取り合って、管理者は北海道医師会の役員もやっているの、全国的な医療関係のいろいろな情報も私にきっちりと教示させていただいて、こういった部分では管理者には本当にお世話になって、助かったなというふうに感じております。

そんな中、5大病院のうち、市立病院を除く4大病院の院長の方々も口をそろえて言っているのは、やはり、かなり厳しい、そして、診療報酬が今の物価高騰なり人件費の高騰に見合っていないというようなことで、経営的には厳しい、将来的には本当に不安だということなんです。

そんな部分で、上川中部医療圏という位置づけの中で、もちろん、市立病院が、先ほど来、るる答弁をしておりますように、市立病院としてなくてはならない意義、機能というものはきっちり大切にしながらも、ほかの4大病院との連携等もいろいろと検討していかなければならないのかなと考えております。

令和6年度も間もなく終わりますけれども、行財政改革推進部が行革プログラムの公営企業の経営の健全化というような視点で、先ほど、病院内のコンサルを入れた調査をやっているということでしたけれども、行財政改革推進部では、市内の医療機関といいますか、上川中部圏の医療全体の提供体制という意味合いで、市立病院がどういう方向性、位置づけを持って今後取り組んでいくべきなのかというような部分で委託をかけ、年度内に結果が入らなければならないので、間もなく入ってくるのかなというふうに考えております。

その結果も含め、それから、市立病院の立ち位置というものを十分に検討した上で、必要な体制といいますか、庁内の医療提供体制をきっちり維持していくという視点を持って取り組んでいき

たいと考えております。

○高橋紀博委員長 少し早いですが、休憩に入ることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 では、昼から、穏やかに子守り歌を目指してゆっくり行こうかなと思っています。

1月の臨時会で物価高騰対策の予算を審議させていただきました。その中で、5億8千万円をどういうふうに使っていくのかと最後に問うたときに、市長は、今後の物価高騰対策につきましては、物価の動向等を注視していくとともに、市民や事業者の皆様方が置かれている現状や直面している課題等の把握に努め、支援の必要性や優先度、国の対策や財源、議会での御意見などを踏まえ、令和7年第1回定例会への予算提案に向けて検討をしてみたいと考えておりますというふうにお答えをいただいております。

その中で、令和7年度の当初予算に入っている物価高騰対策を会派で要求いたしまして、手持ち資料ですけれども、皆で審査をさせていただきました。

推奨事業メニューは18事業が上がっておりまして、いずれも3か年で突き合わせをして、どのぐらいが新規になっているのか、そして、どのぐらいの金額が乗っかっているのか、こちらを審査させていただいた結果、3点伺いたいなと思ひまして、物価高騰対策に関しては3つの項目で併せて伺ってまいりたいと思ひます。

3款1項3目、老人福祉センター等改修費、それから、3款1項2目、障害者福祉センター等補修費、もう1個、2款1項5目、市民活動交流センター補修費の3点、まとめて伺っていきます。順次、答えを求めたいと思ひます。

予算概要とその内訳について、まずお示してください。

○宮川福祉保険部長 長寿社会課長 老人福祉センター等改修費につきましては、長寿社会課所管の老人福祉センター、高齢者等健康福祉センター、近文市民ふれあいセンターの各施設に係る修繕や改修を行うもので、令和7年度は事業費として4千794万円を計上しており、財源は、特定財源4千290万円、一般財源504万円となっております。

○水上福祉保険部障害福祉課長 障害者福祉センター等補修費につきましては、旭川市障害者福祉センター等の障害福祉課が所管する市有施設の改修、修繕といった整備を行うものとなります。

令和7年度の歳出予算は2千931万9千円で、歳入予算の内訳としましては、国からの交付金が1千930万5千円、一般財源が1千1万4千円となります。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 市民生活部所管の市民活動交流センターにおきましてもLEDの改修が行われてございます。

2款1項5目、市民活動交流センター補修費でございますが、本事業は、利用者に対して快適で安全な施設サービスを提供するため、施設利用に支障が生じる箇所の修繕や経年劣化に伴う施設の

補修、更新等を行い、施設の充実を図るものでございます。

令和7年度予算としまして941万1千円を計上しており、内訳としましては、ホール棟の屋根の修繕費として61万1千円、施設内LED照明委託費として880万円となっております。

**○江川委員** ちょっと、何か、子守歌じゃなかったみたいなので、ゆっくり行こうかなと思います。

いずれの課も目的、概要を伺ったときに、修繕や改修を行うもの、ないしは施設の充実及び施設サービスを図るものという目的があって、そのうち、LED照明に関係するものが上がっているという状態になっています。

では、今年度の改修部分に関してですけれども、昨年度との比較で併せてお示しをいただきたいと思えます。順番をお願いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 令和7年度につきましては、いきいきセンター神楽及び近文市民ふれあいセンターの照明をLEDに交換すること並びに近文市民ふれあいセンターの外壁の塗装の改修を予定しております。

また、令和6年度は、東部老人福祉センターのトイレの水道配管の交換、いきいきセンター神楽の風呂のろ過装置修繕及び近文市民ふれあいセンターの外壁等の改修を実施しております。

**○水上福祉保険部障害福祉課長** まず、令和6年度は、旭川市障害者福祉センター、通称おびったの空調機に関わる熱交換器と温度制御監視装置の一部を修繕しております。

令和7年度は、同じく、おびったの空調機に関わる加湿器のフィルター交換や、熱交換器の清掃や交換などを行うほか、水浴訓練室からあふれ出た水を排水、貯槽するポンプの取り替えや、体育館と水浴訓練室の照明設備を水銀灯からLEDに交換する予定であります。

**○小松市民生活部地域活動推進課主幹** 令和7年度の市民活動交流センターの改修につきましては、建物内部のLED化及び屋根の修繕を行う予定であり、昨年度は外壁のひさし部分の補修を行ったところでございます。

**○江川委員** 昨年度はLEDにしているところはなかったということなんですね。なぜLEDなんだというふうに思ったときに、最近、よくテレビのCMでLEDについてやっているなあというのを、ふとうちの娘から指摘されまして、知らないの、LEDにしないと電気がつかなくなるのよという指摘を受けて、初めて、ああ思ったんですね。

LEDに変更する工事が行われるということなのですから、その財源と目的を順次お答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** LEDへの変更工事に係る財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3千440万円、一般財源72万5千円であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国による事業者に対するエネルギー価格高騰対策支援を活用するもので、住民の福祉を増進する目的を持って住民の利用に供するために設ける施設も事業の対象とされたことから、これを活用しようとするものであります。

**○水上福祉保険部障害福祉課長** おびったにつきましては、体育館の水浴訓練室で使用している照明設備は、現在、水銀灯を使用しておりますが、2021年に水銀灯の製造が中止されております。

現在、既に生産された在庫で対応を行っておりますが、将来的には他の照明設備への変更が必要となりますので、LED化を実施するものとなります。

財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 施設照明のLED化は、2027年末をもって蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることに伴いまして必須となっております。

財源につきましては、エネルギー価格や物価高騰対策として、国庫交付金である重点支援地方交付金を財源としております。

○江川委員 というわけで、今の3つの答弁から分かることというのが、まず1つ目、長寿社会課からの答弁で分かりますように、旭川市は、国による事業者に対するエネルギー価格高騰対策支援を活用しているということで、この市役所も事業者であるということでこれが使えますよということが分かりました。

そして、障害福祉課からの答弁によって、2021年に水銀灯の製造が既に中止されていて、今は既に生産された在庫での対応を行っていますと。将来的には照明器具、設備の変更が必要で、今回しますよということですね。

そして、今、最後にありました市民生活部からの答弁によって、2027年末をもって蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることに伴って、必須となっている部分をやるのであると。この3つを合わせて、連携の取れた答弁を本当にありがとうございますということです。

こちらを調べましたら、やはり2021年に製造が中止になっていて、2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、2027年までに段階的に廃止することが決定されているということです。だから、今、テレビCMで、もう少しでなくなりますよ、皆さん、LEDに交換していますか、確認してくださいねというCMがずっと流れていて、それを私は教えてもらったということだったんですね。

これは2021年に決まっていたことであれば、本来は一般財源、緊急的なものではなくて、もう既に分かっていたことで、きちっと予算を計画的に補填していかなければならなかったものなのじゃないかという疑問があるわけです。

最初のうちは2021年とかコロナ禍でしたけれども、その中であれば、例えば、まず最初でできるところから変えていったということは何となく、皆さん、本当に、今、並んでいるところがお金のない部署だと思うので、ごめんなさいね、偏見かな、でも、いつもお金に困っているイメージがあるので、まずは電球をなるべく1個でも2個でも買って、これを大事に使っていきましょうという精神が見えるわけですね。できれば、2個のところを1個にしようぐらいの節約が感じられるわけですが、それでもどうしても工事が必要なところがあると。そこを何とかしなければならぬ、もうなくなってしまふ、どうしよう、どうしようというようなところで困ったんだろうなというところが分かるんですね。大変心が痛いところなんですけれども、本当にそれは緊急的なものなのだろうかという疑問があるわけです。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのは、ここ数年、本当に物価が高くなってきていて、先ほど福祉灯油の話もありました。市民の生活は本当に苦しくなっている。だから、そういったところに充てるために緊急的な部分に出すのであるという考えの性質の下に推奨事業メニューというのが出されているわけです。

まさか、自ら困っている事業者に入ってしまったというのは私も思わなかったもので、最初、一旦はどこに推奨事業メニューが入っているんですかというのを何回聞いても分からなくて、出していただいた後に突き合わせて、確かに困っている事業者だったんだ、うちと思ったんですね。旭川市

役所は困っていたんだなとすごく思いました。本当にその部分は審議しなきゃいけないんだなというふうに思いました。けれども、やっぱりこれは緊急的なものだと思うんです。

ですので、これまでどうしてきたんだろうと思って。これまで、どのような計画で取り替えてきたんでしょうか。で、今後どういうふうな見通しで乗り越えようとしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。順番にお願いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** LED化につきましては、省エネ効果が見込まれますことから、故障等の際に可能なものから順次取り替えてまいりました。

今後については、所管施設の蛍光灯のLED化に向けて、順次、予算要求を行ってまいります。

**○水上福祉保険部障害福祉課長** おびったの照明につきましては、電球といった光源部分の交換により対応可能なものは、指定管理者と協議しながら、随時、LED化を進めてきたところでございます。

今後につきましては、現在使用している照明のうち、蛍光灯が2027年で製造中止となりますので、生産済みの在庫状況を確認しながら、利用者さんへの影響がないようLED化を進めてまいりたいと考えております。

**○岩崎市民生活部次長** 市民活動交流センターのLED化は、これまで、ホールの水銀灯を一部交換しているほか、事務室においては指定管理者が自ら小規模な交換を行ってきておりましたが、今回は、大規模な改修として、これ以外のホールの水銀灯を含めた建物内部の照明をLED化するものであり、今後につきましては、街灯など建物外の照明の交換を検討しております。

**○江川委員** もう本当にお金がないので、苦労をしながら、まずはできるところからやってきたんだというその部分は重々受け止めたところですが、これは本当に緊急性があるのかと言われると、難しいのではないかなと正直思うところです。

それぞれの施設の中での緊急性があるというのは分かっているんですけども、やっぱりこれがなぜ物価高騰対策になるのかということの方が分からないんですね。省エネという意味では、推奨事業メニューの中にも入っていますので、確かにこれをやるということは、長期的な視野で見ると重要だとは思いますが、現段階でLED化ができていない施設がどのぐらいあって、なぜそこなんだというところをまずお聞かせいただきたいなと思います。

そして、そのとき、何か必要な有利な財源というか、見つけられるような対応というか、そういったものがあるのかを併せて順次お答えください。

**○鈴木福祉保険部次長** 福祉保険部が所管している施設のうち、地域住民のコミュニティー活動の推進とアイヌ文化継承の活動施設であります生活館2館のLED化につきましては、市民生活館は令和2年度から令和6年度までで完了しております。

もう一つの近文生活館につきましては、令和7年度で完了しようと考えておまして、その財源につきましては、アイヌ文化の振興等に資する環境の整備を図るための国のアイヌ政策推進交付金と市のアイヌ施策推進基金を予定しております。

また、老人福祉センター等のうち、いきいきセンター神楽は令和7年度で完了する見込みでございますけれども、残りの5施設と旭川市障害者福祉センターの計6施設については完了には至らない状況になっておまして、財源につきましては、現時点では照明器具単体のLED化に活用できるような補助金等がありませんので、一般財源による対応になるものというふうに考えております。

○樽井市民生活部長 市民生活部が所管しております施設としましては、行政の窓口としての支所、東部まちづくりセンター、また、地域活動の拠点施設としての住民センター、地区センターや地域活動センター、農村地域センターなどのほか、市民活動交流センター、ときわ市民ホール、旭川聖苑など多くの施設がございます。

これらの施設のうち、市内に2館あります地域活動センターでは建設当初からLED照明が導入されており、また、住民センターや地区センター、一部の農村地域センターにおきましては、指定管理者側で使用の頻度の高い箇所から、順次、可能な範囲でLED化を進めてまいりました。

令和7年度は、市民活動交流センターのほか、永山市民交流センターや西神楽農業構造改善センター、東鷹栖農村活性化センターの照明器具の一部においてLED化を予定しておりますが、ときわ市民ホールや東鷹栖支所など多くの施設におきましては、現状、LED化の完了に至っていないところでございます。

なお、LED化に関する財源としましては、事業に充当可能な国の交付金や交付税措置のある市債のメニューがあり、新年度はこれらを活用して工事を進めていくこととしております。

○江川委員 すごく暗いトーンになってきたので、ちょっと明るく行こうかなと思うのですが、照明器具単体のLED化に活用できる補助金はなかなかないけれども、充当可能な国の交付金とか交付税措置のある市債のメニュー、そういったものを活用しながら、まだ済んでいないところがたくさんあるということが分かりましたので、2027年までに廃止される蛍光管をLED照明に変えていかなければならないということが分かりました。

ただし、これこそ行財政改革推進プログラムなんじゃないのかというふうに思うのですが、行政改革プログラムを改めて確認しましたが、2021年に廃止されると分かっているにもかかわらず、その中にはLED化をどういうふうに進めていくかというのは一切なかったんですね。計画を持っていなかったということが見ていく中で分かったのですけれども、それって本当にいいのだろうか。しなければならぬことだというのは分かるけれども、それを物価高騰対策としていいのだろうかと思うところがあるわけです。

なぜ、今回、物価高騰対策の交付金を使ってLED化するというところ、推奨メニューに入っているのは分かるのですが、これが物価高騰対策なのかということをお答えいただきたいと思えます。

○川邊福祉保険部長 市民生活部の所管分も含め、私からお答えをいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の用途につきましては、地方単独事業として、生活者支援及び事業者支援に係る8つの推奨事業メニューが示されているほか、各地方公共団体がエネルギー、食料品価格等の物価高騰対策として効果があると判断する事業も交付対象とされているところでございます。

公共施設のLED化事業につきましては、市民が使用料を負担する施設において、LED化により電気料金を抑制し、使用料への転換を抑えることで市民の負担軽減を図るものであり、物価高騰の影響を受ける生活者の支援を主たる目的としていることから、物価高騰対策と捉えております。

○江川委員 物価高騰の影響を受ける生活者の支援を主たる目的としていることから、物価高騰対策であるというふうに考えているということであれば、なぜもっと早くしなかったのか。去年だってできましたよね。LED化という点では同じくメニューに入っていましたよね。

そして、もう1点、不思議だなと思ったのが、私は1月に部長から答弁をいただいているところなんですが、今回の物価高騰対策の優先順位について実は答弁を求めておりました。

そのときに、今回の物価高騰対策は、物価や燃料油価格の高騰による影響が大きい、あるいは、国や北海道の支援が行き届かない生活者や事業者に対する支援を優先したものでございますというふうに答えていただいているのです。

つまり、旭川市は国や北海道の支援が行き届かない事業者であったということが、ここからつながるのですけれども、パイプはどこに行ったのでしょうか。国とか北海道の支援が行き届かないって、すごく寂しいなと正直思ひまして、市民に対して支援をしましょうねと言われてお金をいただいて、市民生活を支えるために対策をしていると信じていたものですから、まさか自分が支援が行き届かない事業者になってしまうだなんて考えてもみななかったんですね。

しかも、それが当初予算に乗っかってきている。例えば、福祉灯油であったり、市民生活に直接関わるような部分に物価高騰対策というのは行っていただきたいと思っていますし、昨日、うちの品田委員のほうからも、本市への支援ではなくて、やっぱり市民への支援をしっかりと考えていくべきだという指摘もありました。私自身もそうだと思っています。

この物価高騰、燃料油価格の高騰による影響が大きいところというのは、今日の午前中の質疑でもありました。とてもいろいろな世代に及んでいるということです。うちの会派の中で、みんなでどういったところに支援をすると、いろんな方の生活をどう支えていくことができるだろうかと。例えば、福祉灯油というのも当然いいところだとは思いますが、何度も何度もいろんな答弁をいただいている、どうもやる気はないようだ。けれども、例えば、今回、実質的に給食が値上げになります。多くの影響を受けるので、その部分に補填するだけでも、本当に、値上げをしないということだけでも大きなことなんじゃないかなと、そういったところに本来は使うべきではないのだろうかというところを考えているわけです。

実際、このLED化について全て調べてみたところ、今回の所管部署じゃないところも踏まえていろいろなところで出しています。あわせて、今回の予算の中で物価高騰対策の重点交付金を使わないものだけでも7つぐらい上がっていました。であれば、やっぱりこれを使わないでほかの形で補填をするべきなのではないかなというふうに思うわけです。

もう一回、冒頭に申し上げました市長の答弁を申し上げますと、国の対策や財源、議会での御意見などを踏まえ、令和7年第1回定例会への予算提案に向けて検討してまいりたいと考えておりますというふうに答えていただいていますし、12月の一般質問の中でも、福祉灯油はやりますというような方向性であったり、私たちのほうからは飲食店支援はどうだろうかというような提案もさせていただいていた。それに関しても、検討をするというような御答弁をいただいていたわけです。その答弁というのはどういうふうにおっしゃっていたのかなあ、真意が知りたいと思うわけですが、その前に、やっぱり、責任ある方の口から、まず、この物価高騰対策について伺いたいと思っていますところなんです。

今後の物価高騰対策について、議会の意見を踏まえて検討するという答弁があったばかりでした。市民や事業者は、今回、やっぱり納得しないと思います。市民や事業者など、自分は除いてほしいのですけれども、市役所を除いた事業者への物価高騰対策についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

○中村副市長 令和7年度予算ですが、今後も物価高騰の状況が続くことが想定されるということで、生活者、事業者への持続的な負担軽減も考慮した中で、事業の効果が一定期間に及ぶことも念頭に置きながら、交付金の残額等を踏まえて対策を取りまとめたところであります。

市民への支援ということでは、さきの臨時会で議決をいただいた部分で、午前中の質疑でもありましたけれども、できるだけ多くの市民に行き渡らせるという考え方で、国の支援の対象とならない住民税均等割課税世帯などにも支援を拡大させていただいたところです。

事業者支援につきましては、飲食業も含め、影響を受けている様々な事業者に対しては中小企業融資制度の融資を設けて対応しようと考えております。そして、事業効果が一定期間に及ぶという部分では、先ほど部長が答弁したように、いろんな施設の経費というのは、事業者の立場ではありますが、使用料なりの部分でいくと、また市民への負担がいくということも踏まえながら、負担軽減の効果ができる限り長く続くような形で総合的な物価高騰対策の検討を進めてきたところでございます。

○江川委員 今の御答弁の中で、使用料等の値上げを抑えたいというような話を副市長からもいただきましたけれども、今後、こういった部分は見直しが入っていく計画であるというふうになっていきますね。けれども、そのときには価格転嫁を抑えるのだという考え方でやるのだという受け止めではありますけれども、やはり、これに関しては緊急性を要しているかどうかというところでやってきたわけです。

さらに申し上げますと、さきの臨時会で議決をして、そこで支援を拡大させたというふうな今の答弁でした。そして、事業者支援に関しては、今回の予算の中で中小企業融資制度に融資を設けて対応しているということですが、これは貸付けなんですよ。貸し付けるということは、返ってくるんですよ。貸したら返ってくる。しかも、信用保証料とかもあれですけど、利子も場合によっては、そこはさすがに資産運用じゃないので増やそうとは思っていないと思うのですが、戻ってくるので、何かを与えているわけではないというようなところで。

これは民生所管ではないので、別な形での審議になるとは思いますが、こういったところも踏まえて、私としては、民主主義というのは、基本的に正しい情報を与えていただいて、こちらできちっと審議をして、どうなのかということを決めていく、これが基本になっていると思います。そういった部分で、議会から求めた答弁に対して答えているにもかかわらず、一切入っていない。一切というか、ちょっと違う形になっている。

これはやはり、市長に直接確認をしたい部分となっておりますので、市長総括の手続をお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○江川委員 それでは、この項目については以上で、次の分野で行きたいなと思っております。

あと3項目残っておりまして、順次、質疑をしていきたいと思っております。

次に、地球温暖化対策推進費について伺います。

昨日も質疑がありましたので、その質疑の消化できていない部分を併せて聞いていきたいと思っております。

4款1項3目、地球温暖化対策推進費2千549万1千円です。

このうち、昨日、先に答弁がありましたゾーニング調査について、2千549万1千円のうち、2千251万5千円がゾーニング調査の費用となっています。

すみません、ここは確認できていなかったの、財源の部分だけ、何の財源を使うのかをお答えいただきたいと思います。

**○松野郷環境部次長** ゾーニング調査の財源についてのお尋ねでございます。

この財源といたしましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金から1千688万6千円、公益財団法人北海道市町村振興協会いきいきふるさと推進事業助成金から100万円を充て、残りの462万9千円を一般財源で対応しております。

**○江川委員** 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助が1千688万6千円、そして、いきいきふるさと推進事業助成金が100万円、一般財源で462万9千円ということで、市民の貴重な財産である一般財源は462万9千円使っているということです。こちらは、私は代表質問でも伺いましたし、市政方針の中にも載っていました。

市内の電力事業について伺ったときに、代表質問の答弁としては、市内の電力需要は逼迫していないけれども、今後の企業の電力需要が見込まれるので、エネルギーの地産地消を考えた上で、これが必要だというふうに考えているということ、それから、気象庁のデータでは、確かに旭川市内には風が吹いていないですね。「風は全くない」というふうに氷点の冒頭は始まりまして、旭川は国内の中でも本当に風の被害のない場所というふうに考えると、風ってそんなに吹いている覚えがないなと思います。

ですけれども、風力発電の適地に関して言うと、環境省で調べたデータでは、適地の可能性があるのだというふうな答弁でした。この具体的な想定があるからこういう言葉が出てくると思うので、その具体的な想定について、まず伺いたいと思います。

そして、報道等で、うわさでは、何か、神居のお山のところなのかな、神居山なのかなみたいなところが出ていましたので、旭川市における神居山の自然の中での位置づけについても併せてお答えをいただきたいと思います。

**○松野郷環境部次長** 風力につきましては、環境省のデータで、市内において毎秒8から9メートルの風速がある地域がございますが、令和7年度に行うゾーニング調査の中で、自然環境や土地利用などの調査等を踏まえ、適地としての可能性があるか否かが可視化されてくるものと想定しております。

また、神居山についてですが、神居山のみを対象とした自然に関する位置づけについて具体的なものは確認できませんでしたが、旭川圏都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の自然環境形成の観点から、必要な保全に関する方針におきまして、本区域を取り囲む山地、丘陵地、特に、神居古潭一帯、嵐山、常磐山、旭山及び突哨山周辺は優れた自然景観を有し、住民等の憩いの場としても活用されているため、その保全に努めることが示されており、こうした内容につきましてもゾーニング調査の中で改めて確認してまいります。

**○江川委員** 神居山のみを対象とした位置づけというのは見えなかったということですが、余談も入るのですが、私は、去年の末というか、今年、狩猟免許を取得いたしまして、わなをかけることができるようになったのですけれども、何しろ、狩猟で山の中に入るにしても、ペーペー

ですので、まずは先輩方にいろいろと教えてもらいながら入っていくというのが狩猟の世界なんですよね。なので、わなをかける前に、まずは勉強するところから、自然のことを教えてもらうところからということで、そこの中に入るというか、近くに行って、道路側から先輩方の動きを見せてもらうという中で、まず最初に教えられたこととして、最近、神居古潭とか神居山とか、あの辺の地域の自然環境の変化がとても大きくなってきているよということを、今年に入ってちょっと前に言われました。

具体的にどういうことかという、あの地域というのは、旭川の周りをぐるっと囲んでいるお山の中でも比較的よい位置というか、重要な位置づけにあるということで、一つ一つがつながっているんですよね。熊とか動物たちがあそこを道としている可能性があって、例えば、春志内とかあの辺の駆除が大分進んできていて、エゾシカさんたちが大分少なくなってきていて、彼らもとても賢いので、あそこは危険だと逃げて嵐山方面に行って、農業被害がそっち側に広がるとか、最近気候温暖化の影響もあるので、収穫時期とずれていたはずの野鳥の渡りがぴったり重なることによって、農業被害が起きてしまうということが全国的にも起きているということで、自然というのは何が起きるか、本当に分からないということなんです。

今の答弁の中でも、それだけではなかったけれども、旭川圏の都市計画の中で既にここを保全しなきゃいけないよねというふうに示されているにもかかわらず、改めて確認するということなので、これは本当に重要なんだよということを言ってくれるのかと思いきや、多分そうではないんだろうなというところがあるわけです。

本当にこれは重要な位置づけがあるし、人間が足を一步踏み入れるだけで、その靴の後ろでどんな微生物を運んでいるのかということが分からないということを実感しなさいというのが、国立公園とかそういったところに入るのに世界的な常識として、自分の靴の後ろには別なところからの地域の何かがついているかもしれないというのを考えましょうというのが常識なんです。持ち込まないということがとても重要だということが分かるわけです。

昨日、その中で、一定数、太陽光パネル、いわゆるメガソーラーに関しては議論がなされたのかなと思っています。私のほうは、メガソーラーに関して言うならば、メガではなくて、まず、各家庭の屋根に載せて、少しでもお家の電力を自ら賄う、少しでも省エネにするというような対策が先ではないかなと正直思っているところですが、今回、本当に大きなゾーニング調査が行われるということで、これはもう、陸上風力についても聞かなきゃいけないなと思いました。

いわゆる陸上風力に関して、国内での導入事例とそこに伴う課題というのをお聞かせいただきたいと思います。

エネルギーの地産地消を考えると、やはり、自然を切り開くとCO<sub>2</sub>を逆にゼロにはできないと思うんです。木が吸うわけですよ。木を切ってしまうとCO<sub>2</sub>をゼロにするのではなくて、その木をそのまま固定していったほうがCO<sub>2</sub>はゼロに近づくのではないかと。そして、それならば、立っている木を活用して、今、カーボン都市圏に売ることができます。そういうような形で財源をもらっていくというほうがお互いに喜ばれるんじゃないかなと思うわけなんですけれども、そういうことも併せて考えをお聞かせください。

**○松野郷環境部次長** 国内での陸上風力の導入事例についてですが、道北の幌延町で今年2月から大規模な陸上風力発電所の稼働が開始された事例を承知しております。

日本の風力発電における課題としましては、主に世界と比較して発電コストが高いこと、風強が安定した場所が少ないなど適した土地が少ないこと、風車の調達に海外に依存する部分が多いことなどが挙げられております。

また、樹木で吸収するCO<sub>2</sub>の量を国がクレジットとして認証する、いわゆる森林クレジットの売却に関しましては、市の所有林であることが前提で、その場合は検討する必要があると考えております。

**○江川委員** つまりは、市の所有林以外のところに風力が建つ可能性があるとも取れるのですが、そこまで言葉尻を取らずに素直にこれを伺うと、一般的には、世界と比較して日本の風力発電は発電コストが高い、そして、風強が安定した場所が少ないという2点の問題があつて、道内のまた幌延なんだと、幌延町で陸上風力を導入したということで、大規模なということですね。風力発電というのは、ある程度規模が大きくないともうけが出ないから、恐らく大規模になっていくということなんだと思います。そして、森林クレジット、いわゆるカーボンをゼロにするためのクレジットも、今回、この場合は売れないのではないかなというところなわけです。

その部分を見たとしても、何か、旭川市独自の、本当に旭川がいいと思ってやっているのだろうかという疑問が私の中では浮かんでくるわけです。誰かに言われていませんか。大丈夫ですか。変なパイプはないですか。本当にそこは大丈夫かしらと思うわけですが、この陸上風力の必要性に関して、現段階で担当部としてはどういう見解をお持ちでしょうか。

**○太田環境部長** 陸上風力の必要性についての見解ということでございますけれども、世界的にも再生可能エネルギーの利用というのが大きな付加価値を創出する時代となりつつある一方で、供給する拠点というものはその地域に偏在性があるといったことから、国は、再エネが豊富な地域にGX・DX産業の投資を呼び込んで、今後の地方創生と経済成長につなげていくといったことを目指しているという状況もございます。

こうした中、北海道におきましても、ラピダスの誘致を契機に、道央圏におきまして半導体やデータセンターなどのDX産業の集積が加速しているという状況も踏まえまして、道内における再エネポテンシャルを本道の経済全体の成長に結びつける北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンを策定してございまして、今後も道内における再エネ需要というものが高まっていくものと考えてございます。

しかし、近年、大規模再開発が進められますことで、無秩序な開発ですとか自然環境への影響などといったものが問題になってございますので、本市といたしましては、そうした様々な動きを捉えながら、陸上風力や太陽光といった再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、自然環境と両立を目指したDX・GX産業の集積などの可能性につきまして、ゾーニングマップの作成を通じ、検討を進めていく必要があると認識してございます。

**○江川委員** 正直、自然環境とDX・GX産業はなかなか両立しないから、どこも手を挙げないんだと思うのです。

今、部長の答弁をいただきました。国は、再エネが豊富な地域にGX・DX産業の投資を呼び込もうとしている。そして、もう一点、北海道では、ラピダスの誘致を契機にして、道央圏に対してデータセンターとかDX産業の集積が加速しているということが述べられました。なので、うちも手を挙げなきゃいけないというか、手を挙げざるを得なかったのですというふうに今の答弁から

は聞こえるわけですね。

ただ、その方向性でいくと、旭川市の一番大事な財産、これからの世代に残していける財産である自然環境というところをどういうふうに考えるかが分からない。だから、今回、文献調査のようなゾーニング調査をするのだということなのだと思うのですが、それって本当に市民のためになるのだろうか。そして、莫大な発電が必要なんだろうかと。これから旭川市は人口減少とずっと言っていた気がするんですよね。人が少なくなっていくと、電力って使わなくてよくなると思うのです。

ただ、一気に半分になるよとかということではなくて、今、DX、GXというのが物すごくかかっているんで、今回、さきの物価高騰対策のために、実は、総合庁舎のエネルギー使用料の金額なんかも比較させていただいたんですけど、大きくは下がっていませんでしたね。

それは、やはり、パソコンであったりとか、いろいろなものを使っていく、データを使っていく、GXしていくと、DXしていくと、どうしても電力量が上がってくるから、人間の代わりに電力が何かをしているというところで、どうしても上がっていくということは分かるのですが、人が少なくなっているのにそんなに電力が必要でしょうかというところが疑問なわけです。企業も来ると言うけれども、本当にそれは投資になるのだろうかという疑問なわけです。

一回失われたものは元に戻せないのです。アニメーション映画で有名な話がありますよね。一度失われたものは二度と戻らない。自然とともに生きてきた人間にとって、そこが失われてしまったら、もう戻らないんだというふうな作品、あの有名な日本の誇るべきアニメーションの中で、何回も、いろんな作品で語られていることだと思うのですが、そういったことを考えるときに、開発を行うとなると、どのぐらいの発電量を想定してこれを今回しようとしているのかということをお答えいただきたいと思います。

そして、来る企業も、恐らく、ある程度の想定はあるのかなとも思ったりするのですが、やっぱりもうけないと来ないと思うのです。どういう企業を誘致しているのかも本当に分からないのですが、その企業さんが喜んで、日本建設新聞さんとかに記事は載っていましたけど、それが本当だろうかというのも分からないので。もう来ないと来ないと思うのです。どういうふうに考えていますでしょうか。

**○太田環境部長** 環境省の自治体排出量カルテによりますと、本市の風力発電の再エネ導入ポテンシャルといたしましては、約1千664万メガジュールの発電量が示されているところでございます。

これは、北海道の平均的な世帯数で換算いたしますと約34万世帯で消費する電力に相当するものでございまして、再生可能エネルギーに付加価値を見いだす電力事業者側の企業にとっては大きな魅力になり得るものと考えるところでございしますが、あくまでもゾーニング調査等の結果を踏まえ、本市において陸上風力や太陽光の再エネ開発を進めるかどうかにつきましては、開発事業者が判断することだというふうに考えてございます。

**○江川委員** そりゃあ、もうかなければ来ないよねというのが普通の話だと思うのです。

北海道の平均的な世帯で換算して、34万人じゃなくて34万世帯なので、旭川市にとってはこんなに電力量が要るかなと思うんですよね。

ということは、その企業さんは、つまり、旭川市に置いたとして、道内のどこかに販売して、何

となく川沿いにどう置きに行くのかなと思いながら行って、そして、それで人が来るかということ、企業は来る、そして、それに伴っての人は来るけれども、売る先は、需要は市内ではなく、どこかに行く。電気はどこに行ったというふうに思っちゃうわけですね。でも、それが強い経済につながるのだという考えなのか。私にとっては、これは旭川市のものではないというか、旭川市民のためのものでなくて、先ほどの答弁にもありましたように、国ですとか、道ですとか、そういったところから取りあえずやりなさいよとされているもののようにしか思えないわけですね。一応、旭川市の環境部なわけですね。市役所の中の環境部なわけですね。道でも国でもない、環境省でもないし、北海道の環境部でもない、旭川市の環境部なわけです。

そこで、改めて伺いますけれども、再エネの導入というのが、旭川市の魅力の一つでもある自然環境、こういった部分、様々な分野への影響が本当に心配されると思います。環境部のみならず、これは大きな課題で、市全体の大きな課題だと私は捉えています。何を未来の世代に残していくのか。風車だらけの、もしかしたら地滑りが起こるかもしれない、太陽光のパネルがいっぱい並んでいる、しかも、あれは耐用年数がもう過ぎているから使えないんですみたいな、そういうようなところを残していくのか、これは大きな課題だと私は捉えています。

昨日、副市長が機構改革について少し答弁で触れられておりましたけれども、これ自体も恐らく市の大きな課題なので、環境部だけとか経済部だけとか、そういった担当部に収まるようなところではないと思うのです。1つの課とか、そういったところではできないようなことではないと思います。

なので、改めて、機構改革というようなところの考え方であったり、再エネの導入なんかに関する組織体制の在り方なんかについて、副市長に見解を求めたいと思います。

**○中村副市長** 機構改革の部分、その前段で再エネの必要性というようにお話もございました。

確かに、現時点で風力発電が必要なのかというような話はございます。

ただ一方で、国、道というのではなくて、市内の経済界からも、例えば、道央のラピダスの誘致に関わって関連する産業なり、あるいはデータセンターなりの誘致をやるべきではないかという話も来ています。そういった大規模な電力を消費するような企業の誘致というのも場合によっては検討していかなければならないというような部分では、電力が必要になる可能性もあります。

それから、最近、私が読んだ本の中で少しびっくりしたのが、グーグルのAIの検索で消費する電力量という話が出ていました。1時間で3ワット、これはどのぐらいのものなのか、私は全然イメージができないのですが、消費電力が1時間で3ワットというのは従来のグーグル検索の10倍に当たるということでした。

これは特定の企業の問題ではなくて、多くの市民、パソコンなり何なりを使用する人がいずれそのような状況になってきて、それが10倍の電力量を消費するようなことになる時代がそう遠くないうちに出てくるのかなということも感じております。

そういった中で、いろんな部分、市としても対応していく。江川委員がおっしゃった自然環境についても、当然、それは十分に残していくことをきっちり想定しながらやらなければならないと考えていますけれども、電力量にしても必ずしも必要ないという判断にはなかなかならないのかなと考えております。

それから、機構改革に関してですけれども、江川委員もおっしゃったように、これは環境部、あるいは経済部だけの部分にはならないです。今は具体的な検討もまだそんなに煮詰まった状態では

ないですけれども、やはり、新しい分野といいますか、そういったものに対応する担当課なり、あるいは担当部が必要になってくると思います。4月早々には、今、各部が抱えている課題は単体ではなくて、複数の部局にまたがる問題というような部分の情報も把握しながら、今後は機構改革の部分で、逆に、新たな問題を効果的、効率的に対応できるような組織ができるように検討していきたいというふうに考えております。

**○江川委員** この分野に関しては、きゅうきゅう言いながら数人でずっとCO<sub>2</sub>削減をやってきた課が環境部の中にあったわけで、そこから出るのかなというような答弁だったかと思うんです。

何度も申し上げますけれども、昨日、安田委員からも、カエルと言えば安田さんか私かというようなところもあったと思うのですが、実は、毎年6月になると、アズマヒキガエルを捕獲しに、毎夜、毎夜、神楽岡公園を歩いていた結果、一番多いときは一夜にして700匹ぐらい捕っていたのですが、そういうところが効果を得て、やっぱり神楽岡公園では減ってきている。

自然環境を取り戻すのに、外来種というのは一回入ってしまったら10年以上かかるのです。しかも、それは駆除ができるとも限らない。たまたま駆除できるものもあるけれども、駆除ができないというように、一度失われたものは二度と戻ってこないということを本当に考えていただいて、その部分に関しては、本当に配慮をしながら、いろいろな人の意見を聞きながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

私としては、ここの部分というのは環境問題と経済の関係性だと思っているんですよね。そこについて、改めて、副市長に話を最後に伺おうかなと思います、自然環境という部分、それから、経済との両立ということがずっと言われています。どのような方向性で考えていきたいと考えていますでしょうか。

**○中村副市長** 非常に難しい問題を最後に投げかけられました。

私も決して経済発展を第一優先にというわけではございません。環境というのは、江川委員がおっしゃったように、一度壊してしまうと復元するにはすごく長い期間がかかりますし、場合によっては復元不可能だということも出てくることから、やはり、そういったものを次世代にといいますか、そういった影響を十分に考慮しながら自然環境を守っていかなければならないと私も強く思っております。

ただ一方で、人口が減少している中で、地域の活性化ということで、どういった形で人口の減少を抑えられるか、あるいは、人口が減少していく中でも市民の暮らしを豊かにできるのかという部分では、やはり一定程度、経済の新しい分野への取組もしていかなければならないことになるのかなと考えております。

なかなか答えにならないですけれども、当然、このゾーニング調査もそうですけれども、そういった自然環境に資するような形でできるといいますか、そういったことを踏まえたものとして経済の発展ができるような形でやっていければというふうに考えております。

**○江川委員** 副市長の強く思っているという答弁をいただいたので、経過を今後、見守っていくことにしようかなと今は思うところですが、人口が減っていきます。だから、人を集めるために売れるものは何でも売りますという考え方は私はどうなのかなというふうに思っています。

いわゆるエネルギーというのは地産地消だと今は言われています。その地産地消の根本的な考え方の部分というのは、まずはメガワットという考え方が出てくると思います。つまり、まずは省エ

ネですね。できる限りの部分でエネルギーを少なくしていくと。だから、多分、頑張っただけLEDにみんなしてきたんですね。ですね。こだわりますけど、LEDには。

省エネにして、それでも最低限必要な電力を地域で担っていくという考え方がやっぱり必要で、かつ、市民生活に資するためには、昨日、別の委員の質疑にもありましたけれども、家庭の電力をいかに補填するような補助を出すかという考え方のほうが先なんじゃないかなと思ったりもするわけです。

強い経済というところは分かりますけれども、ぜひ、その点、まずは誰かのものではなく、市民のほうを向いていただきたいなということをお願いして、この項目に関しては、そのまま、副市長の答弁をもって終わらせたいと思います。

さて、あと残り2項目ですけれども、高齢者バス料金助成費と、それから、いわゆるインクルーシブに関係するような部分を伺っていきたいと思います。こちらは、お互い安心感を持って柔らかく行きましょうという感じです。明るく行きましょう。

3款1項3目の高齢者バス料金助成費2億4千949万2千円について伺いたいと思います。結構大きな金額です。

まず、冒頭、代表質問でも、基本的にどういう暮らしをしたいですかというふうに聞いてきたので、改めて伺いますけれども、特に、元気なシニアの考え方について伺いたいと思います。

活動に関して、どのような支援が必要と考えているのでしょうか。そして、健幸福祉都市として元気なシニアってどんな感じなのか、その考え方をお示してください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 高齢者福祉につきましては、介護、住まい、予防、生活支援、医療に関する取組を推進しており、元気な高齢者とは、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けている方々をイメージしており、そうした活動を支援するため、特に健康寿命の延伸や社会参加のきっかけづくりに関する取組を行っております。

それらのうち、健康寿命の延伸につきましては、各種介護予防教室の開催などのきっかけづくり、自主活動に対する支援、社会参加のきっかけづくりについては、老人クラブ等の自主活動に対する支援や外出時の交通機関利用に係る支援等を行っているところでございます。

健幸福祉都市につきましては、市政方針にもありますように、市民が健やかさと幸せを実感し、生き生きと暮らすことができるまちとしており、元気な高齢者がそのような日常生活をできるだけ長く過ごすことができるよう、健康寿命の延伸や社会参加の促進のほか、除雪支援等、地域で安心、安全に暮らし続けるための環境づくりに取り組んでおります。

**○江川委員** 今日の午前中の質疑でもあったのですが、基本的に今はもう年齢ではないなど私は実感しています。それは大人から子どもまでそうだと思うのですが、年齢ではなくて、健康であったり、その人の置かれた状況であったり、そういったところが、こういったシニアと言われるような人たちも含めて多様性なんだろうなというふうに思っているところです。

一方で、地域の役割を今はメインで担ってくださっている方々でもあるわけですね。

では、この高齢者バス料金助成費に関して、予算の概要と内訳、それから、3年間の推移について伺います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 高齢者バス料金助成費について、令和7年度予算案として2億4千949万2千円を計上しており、財源の内訳は、高齢者バスカード交付収入等の特定財源が5千

52万円、一般財源が1億9千897万2千円となっております。

次に、3年間の推移について、令和3年度から令和5年度までの決算額で申しますと、令和3年度は2億2千457万2千円、令和4年度は2億4千731万9千円、令和5年度は2億2千984万5千円となっております。

**○江川委員** 令和4年度からの比較で言うと1千747万円ぐらい減額かなというところですが、全体的に使う方というか、申請する方が少なくなっているところですか。

本当は拡大をしたほうがいいのかなど思っているところですが、昨年度からどういった変更点があるのでしょうか。今後の見通しを含めて、令和7年度に行う事業内容をお示ししたいと思えます。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 本事業につきましては、年度内に70歳に到達する方も含めて市内に住所を有する者を対象としており、バスカード購入に2千円の負担をいただきますと、市内の乗降に限り、1乗車時につき100円の負担で乗車できるものですが、令和7年度は今年度と同様の内容で実施する予定でございます。

なお、事業費につきましては、今年度、バス運賃改定に伴う扶助費の増が生じ、補正予算の議決をいただいたところではありますが、令和7年度は、当初予算からバス運賃改定分も含めて計上しております。

今後の見通しについてであります。現在、制度を安定的に継続することを目的として、制度を取り巻く環境の変化及び動向の把握や、昨年度に実施したアンケート調査の内容等を基に、当面の進め方について検討を進めているところであります。

**○江川委員** これまで、バス会社がずっと負担してきた部分が少し改善されたんだなというところ、これは評価すべきところだなと私は思っています。

実は、これは何度も何度もしつこく取り上げてきております。この制度の安定的な継続ということがこれまでも議論をさせていただいた中で何度も繰り返し出てきました。安定的な継続ってどういう状況なんだろうかというのをここ数年ずっと考えて、私自身も考えてきているところがあるわけですね。

この制度というのは、実は、市、市民、事業者の3つがそれぞれ負担して、公共交通を中心に行われている制度だと捉えられるわけです。利用者数の推移というのをどのように見立てているのか、その点を伺いたいと思えます。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 本事業の利用者数の推移について、令和3年度から令和5年度までの高齢者バスカード交付者数で申しますと、令和3年度は2万5千678人、令和4年度は2万5千699人、令和5年度は2万5千126人となっております。

この間、70歳以上の人口数が増加する一方、交付者数については緩やかな減少となっておりますが、今後もそうした傾向が続くのかどうかについては、今後の高齢者を取り巻く情勢の変化等が影響することから、明確に予測ができない状況であります。

**○江川委員** そうですね。たくさん増えているのになぜか交付数は減っているということで、あれっ、なぜだろうというのは、私たちは、やはり、生活環境の変化によって、その人の生活の状況、それから、住んでいる場所によって違うんだということですね。なので、明確に予測はできないと言えけれども、傾向としては比較的緩やかな減少となっているということが分かります。

これは、恐らくライフスタイルの変化ということですね。去年、今年ですかね、いつまで働けばいいんでしょうかねと思ったんです。でも、多分、75歳まで現役なんだろうなというのをその後と言われて、確かに75歳ぐらいまでは最低現役なんだなと思うと、自分自身が今は44歳なのですけど、気が遠くなったなと思って、まだまだ半分ぐらいあるなと思って、あと自分の歳ぐらい働くんだと思うと、一瞬、気が遠くなったんですけど、そこまで健康に留意して頑張らなきゃと思いました。社会を支えなきゃというふうに思ったんです。

そういうふうに考えていくと、恐らく下がっていくことが予想されるのですが、この状況を考えても、新聞でもよく報道されている札幌市の現状というのを見たときに、一気になるんじゃないかと思って不安に思いました。

今回、敬老パスと言われる札幌市の制度の見直しが大変話題となっております。ニュースにもよくなっています。旭川市に関しては同様の状況というのは考えられるのでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 札幌市の敬老パス制度の見直しにつきましては、市民向け資料等によりますと、総人口に占める制度対象者の割合が上昇し、事業費の増加が生じている中、20歳以上の市民1人当たりの負担が増加傾向にあり、今後もその傾向が継続することが見込まれることを背景としているものと理解をしております。

本市においては、総人口に占める制度対象者数の割合は同様に上昇する一方、事業費はほぼ横ばいで推移をしておりますが、バス運賃改定により、今年度についてはやや増加となる見込みとなっております。

両市は、制度内容に違いがあり、現状の課題に対する対応も異なるものと考えております。

**○江川委員** 札幌とは制度設計が違うんだよということで、これは当たり前の話なんですよ。公共交通の状況と、それから、公共交通の利用の仕方が旭川市の場合は違って、基本的に旭川市は自家用車がとても多い傾向があるからこういう制度だったということですね。

もう少し詳しい比較の部分の伺いますけれども、敬老パス、それから寿バスカード、旭川市と札幌市の制度の違いを分かりやすく教えてください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 本市の制度と札幌市の制度との比較についてであります。対象者、助成内容に分けてお答えをいたします。

まず、制度の対象者につきましては、両市とも70歳以上としておりますが、札幌市は、現在、70歳から75歳への引上げを検討しております。

次に、助成内容につきましては、本市では2千円を負担し、高齢者バスカードの交付を受けることにより、1乗車時100円の負担で路線バスを利用できるもので、回数や助成額に上限は設けておりません。

札幌市は、1千円から1万7千円の自己負担で、1万円から7万円のポイントチャージを行うもので、現在、5千円の自己負担の場合は1万円のチャージ額など、自己負担割合を50%に引き上げるとともに、チャージの上限額を7万円から4万円に引き下げる助成内容を検討しております。

**○江川委員** 公共交通の状況、それから支払い方法なんかによって、これだけ制度が違うんだなということです。

旭川の場合は、ICカードではなく、ここに現金払いだったということで、こういったことにはなっていないということですね。ICカードへの転換についてもこれまで何回か議論をしてきま

したけれども、そのＩＣカード自体の導入状況が変わってきている中なので、やはり、議論ではなく、改めて別な議論をしなきゃいけないんだなと最近は考えているところです。

札幌市の場合も大変ロイヤルティの高い制度を導入していることもあって、その点も機器の交換の際に、他県でやめているようなところもありますから、今後そういったところの動向も考えながら旭川市も見ていかなければならないかなと思っているところです。

安定的な継続という点で、これまで何度か、私は答弁をいただいてまいりました。年齢ですとか都度の利用者負担に関して変更を加えることは、大変難しい、厳しいというふうに考えています。その上で、この制度の継続の見直しというのは何らかの形で必要だと私も考えているところです。

現在、物価高の状況で皆さんの生活状況は変わっているかと思います。改めて、昨年度に取ったとはいえ、アンケートを取り直すというような考え方はあるのでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 新たにアンケート調査を実施することについてであります。

令和５年度に実施した調査の結果から、利用実態に関する基礎的な情報のほか、自動車を運転できない高齢者が通院や日用品の買物などに利用している状況や、自動車運転免許返納との関連性、本制度の定着状況などが把握できたものと考えております。

そのため、現在、改めて利用実態の把握を目的としたアンケート調査の実施は予定しておりませんが、今後、制度を取り巻く環境の変化等を見ながら、必要に応じて検討してまいります。

**○江川委員** 昨年度に取ったばかりということもあると思うのですが、正直、あの量を読んで、読み下して、一個一個のアンケートに回答を書くって、なかなかの困難性があると思うのです。あれ自体がもう技術になりつつあるんじゃないかなと思って、あの量のアンケートに答えるという技術があるシニアに頼まないといけないので、そうすると、限られてくるよねというような気持ちがあるんですよ。難しいと思います。

なので、今後、特にアンケートの取り方とか、説明の仕方、何を問うているのかというようなこと、そういったところをぜひ、デザイン都市ですので、グラフィックレコーディングとか、いわゆるデザイン思考でどういうふうな問いを作ったらいいのかとか、そういう取組も必要だと思いますけれども、見解を伺います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 現在、当面の進め方について検討を進めており、具体化に当たっては、併せてその内容に応じた市民参加の手法についても留意することが必要であると考えております。

**○江川委員** ぜひ、留意して市民参加をしながら決めていただけたらなと思います。

改めて、今回のこの制度ですけれども、札幌市もそうですが、旭川市も、やはり、両方とも既存の公共交通をどういうふうを利用してこの制度を設計しているかというところだと考えています。

大きく違うのは、旭川市は自分たちで交通を持っていないんですよ。だから、民間との連携というのが大変必要になってきて成り立っている制度だということが捉えられます。つまり、バス路線が維持されていて初めて成り立っている、そういう前提の制度なんです。

今後、バスがどんどんどんどん増えることはないと思います。効率化というような言葉の下、減っていく可能性が考えられます。朝と夕方維持するのが精いっぱいというようなことも考えられていくと思います。そうなったときには、全ての交通をつないでいく。だから、今、モーダルシフトなんだとか、シームレスなんだと。シームレス交通というのは継いでいくということですね。 1

つものではなく、全部変えていく。そういったことになったときに、この事業というのはいろいろなところで転換が必要だと思っています。

今後のシニアの活動促進を考えると、拡充ですとかいろいろなところで使えるようにする、そういうようなことをどのように考えていますでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長** 本制度は、高齢者の積極的な社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としており、令和5年度に実施したアンケート調査の結果から、趣味や娯楽、レクリエーション活動を目的とする利用のほか、自動車を運転できない高齢者が、通院や日用品の買物など、日常生活の基本的な活動のために利用していることも確認できる状況でございます。

そのため、路線バスの減便等により利用者が受ける影響は、利用目的や頻度、他に利用できる移動手段の状況によって異なるものと考えておりますが、現行制度でそれら全てに対応することの困難さも見えてくる状況でございます。

それらのことから、当面、事業を安定的に継続するための取組を講じつつ、多様な利用形態に対して1つの制度で対応することがふさわしいのか、あるいは、他にどのような選択肢が考えられるのかなど、今後のあるべき姿についての検討も進めていくことが必要であると考えております。

**○江川委員** 様々な利用形態に対して1つの制度で対応することがいいのかというところですね。

実は、高齢者バス料金助成費しか今回は取り上げていないのですが、障害者に対しても同じくこの制度があるんですよね。そこも併せての検討になってくるのかなと思うのですが、公共交通というインフラは、ここ数年、本当に危機的な状況になってきています。今後、旭川市も大分変化が考えられる部分です。

基礎的な部分というのは、所管にかかわらず見解を持っていただかなければ、全ての事業が成り立っていかないと私は思っています。そのことに対しての見解をまず伺います。

そして、多様な利用形態に関して、今後あるべき姿についての検討、そういった答弁がありました。安定的な継続に向けてどういう考えを持っているのか、意気込みを併せて伺って、この項目を終わりたいと思います。

**○高田福祉保険部保険制度担当部長** 高齢者バス料金助成事業、それから、公共交通との関係でございます。

市民が日常の移動手段として利用できる交通機関としては、主にバス路線とJR路線がございしますが、その中でもバス路線につきましては、居住地域で申しますと、より広範囲な地域をカバーしているため、バス路線の減便等が生じますと、地域によっては代替手段が限られるなど、少なからぬ影響が生じる可能性があるものと捉えてございます。

このことは、自動車を運転できない高齢者の方が通院や日用品の買物など日常生活の基本的な活動のために本事業の制度を利用されているという実態を考えますと、制度の効果的な運用という点では課題となり得るものと考えてございます。

そのため、本制度について、今後のあるべき姿についての検討の際には、公共交通を取り巻く状況の変化による本制度の利用者への影響などにも配慮しながら、バス事業との意見交換なども行い、関係部局と連携して進めてまいりたいと考えてございます。

**○江川委員** ぜひ、そういったところをいろいろと考えながら、利用者を維持していくことも考え

ていつていただきたいと指摘を申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

最後の項目によろやくたどり着いたなというところですか。お待たせいたしました。

インクルーシブというところを今回は考えておりました。どういう方が年齢にかかわらず、このまちでどういうふうに生きていつてほしいのか、そういったところのビジョンというのが本来は市政方針で語られてほしかったなというのが私の願いというか、そこが聞きたかったなというふうには思っているのが感想です。

その中で、だからこそ、インクルーシブという言葉が一般的となりましたよね、じゃ、あなたの思っているインクルーシブとはどんな感じですかというのをそれぞれに聞いてきたわけですが、そう思うきっかけとなったのが障害児通所支援に関する受給者証のところだったのです。

障害児通所給付費の予算概要に関しては、昨日、先に出てきたので申し上げますと、予算としては結構な金額ですね。26億6千966万1千円という金額で、かなりの一般財源が使われています。

事業としては、資料もいただいているのですが、4つの事業について、支給決定者数、延べ人数とか、実利用者数とか、決算額とか、それぞれ書かれています。

目的に関してはそこで伺っているのですが、次に、支給決定者数に関して、資料にもありますけれども、改めて、過去5年間の人数の推移について伺いたいと思います。

**○宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 本市における障害児通所施設を利用される方の支給決定者数について、直近5年を延べ人数で比較しますと、令和元年度が1万7千399人、令和2年度が1万8千385人、令和3年度が1万9千999人、令和4年度が2万2千150人、令和5年度が2万3千641人となっております、5年間で6千242人の増となっております。

**○江川委員** すごい人数ですよ。この表で見比べたときに、旭川市って子どもの数がどのぐらいいたっけと思ったんです。受給者証って、発達に課題を抱えている子がもらうものなんだよなというふうには思ったんですね。

この資料に沿って幾つか聞こうと思うのですが、最初の私の課題認識というか、出発点というのは、何度もというか、何回か、担任の先生からよかったら行ったらいいですよと勧められたので、窓口で私が個人で訪れたときにいただいたチェック表に、多分、今、ここに座っていらっしゃる方全員が当てはまるだろうというチェック項目で、そこを出発点にして、受給の資格がありそうなので、よかったら、次は病院の先生に相談してみてくださいというのを最初にいただいたんですね。

例えば、20分にわたってもぞもぞしないで座っていられるとか、そういうような感じの内容だったので、これは大体の人が当てはまりますよねと。その入り口が柔らかい、間口が広いのはいいけれども、その後の認定の過程の部分というのが本当に正しいのだろうかと思って、これを取り上げることにしました。

幾つか確認をしていきたいと思うのですが、資料の中で、居宅訪問型の児童発達支援に関して、利用者数というのが本当に年によって様々に増減しています。事業者の方も関わってくるようなところだと思うのですが、この居宅訪問型児童発達支援というのはどういう支援でしょうか。

**○宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月から開始されたサービスで、重度の障害の状態であり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難である児童を対象に自宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、生

活能力の向上のための訓練等の支援を行います。

本市におきましては、令和6年11月現在で延べ8人の利用があります。

○江川委員 では、市内の事業者は何社で、現在の課題は何でしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市における居宅訪問型児童発達支援の事業所は、令和7年1月現在で2か所となっております。

居宅訪問型児童発達支援は、通所が困難な重度の障害児等の発達支援において重要な役割を担っているところですが、事業所の職員体制の確保が困難であること、重症心身障害児への支援といったことですか、居宅への訪問支援等のノウハウがないことなどの要因によりまして、対応する事業所が増加しないことが課題となっております。

○江川委員 この事業に関しては、なかなか増えていかない、2か所のところに頼り切っているという状況ですね。そういったところでは、大変、このままそこをちゃんと支援しつつ、ただ、正しい支援を行っているのかということ、それとは別の話なので、きちんと確認をしていただきたいところだと思っています。

さて、次に、保育所等訪問支援について伺います。

どういうサービスで、かつ、今の事業所は何か所あって、そして、現在の課題というのは何でしょうか、2問まとめて伺います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障害児を対象に、集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

本市におけます保育所等訪問支援の事業所は11事業所となっております。保育所等訪問支援は、まだまだ認知度が低いサービスであるため、保育所は学校側の受入れ体制や連携が難しいことなどが課題となっております。

○江川委員 これは比較的新しい制度ですね。集団生活に適応するための専門的な支援を行っている。そして、認知度が低いので、なかなか保育所とか学校側の受入れができていない、連携ができていないということが課題となっております。

こちらは、実は、不登校なんかでの使用も想定される制度になっていますけれども、どういうふうに考えていますでしょうか。そして、受入れ体制や連携の難しさということですけど、保育所や学校に対して、どういう改善、それから働きかけを行っていますか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 保育所等訪問支援は、不登校等のお子さんも支援の対象となっております。

このサービスは、お子さんの様子を丁寧に観察し、本人に対しては、声かけや活動のサポートなどの直接的な支援、先生や関係者などに対しては、子どもへの理解や特性を踏まえた支援方法、そういった関わり方の助言などの間接的な支援を行っています。学校に行きにくい事情を把握し、環境設定や関わり方など、少しでも登校しやすくなるよう支援を行うことが重要と考えます。

また、このサービスは平成24年度から開始されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、認知度が低い状況にあります。当課から保育所や学校に対して働きかけることは非常に難しいですが、支援を実施する上で、事業所が訪問先の機関との信頼関係を築くことが何よりも重要であると考えております。

○江川委員 なかなか当課から保育所や学校に対して働きかけることは難しいという答えですね。

ども、ただ、制度の部分というのは、それぞれの事業者だけではなく、受け入れる側のいわゆるベースとなるような学校とか保育所、幼稚園といったところが分かっていなければ困るんじゃないかなというところがあります。

最後に、一番大きい数字になっているので、放課後等デイサービスの増え方に関して伺いたいのですが、この放課後等デイサービスは、後半戦になるので、放課後児童クラブとすごく似たような感じのイメージに保護者間ではなっているなというイメージがあるんです。いいな、向こう側は送迎サービスがあってという声が聞こえるぐらいなんですよね。

それで、この増え方を見たときにちょっとびっくりしたということもあって、この増え方に関して、担当課としての見解を伺いたいと思います。

**○宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 過去5年間の放課後等デイサービスを利用される方の支給決定者数の推移で見ますと、令和元年度が1万2千376人、令和2年度が1万3千218人、令和3年度が1万4千311人、令和4年度が1万5千399人、令和5年度が1万6千549人となっております。5年間で4千173人の増となっております。

社会全体での子どもの数が減少している一方で、放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向となっております。

これは、社会全体の障害に対する理解が深まり、障害児への支援の必要性が広く認識されたことで、保護者が自らの子どもに必要な支援を求める意識が広がったことや、医療機関への受診の機会が増えたものと考えております。

**○江川委員** 最近、同会派の上野議員からシュリンクという漫画を借りたんですね。その中にこういった精神医学であったり精神的な部分の課題というのがあって、それを見ていたときに、これは、いわゆる社会全体の障害に対する理解が深まったのか、あるいは、自分の思う理想の子ども像の中にはまらなかったとき、子ども観がはまらなかったときに分けてしまっているんじゃないか、インクルーシブの考え方とは真反対なんじゃないかということのを思いました。

一つは、この社会を考えたときに、入り口と出口というのは皆1つだと思っています。特に、障害を持っているお子さんのところでとても思うのは、何回か、一般質問でも親亡き後を取り上げましたけれども、この子たちは自立をどういうふうに考えていったらいいんだろうかというところを考えたときに、分けてしまうという考え方になると思うんですよね。放課後の居場所を分けてしまう。そこが本当にここで考えていいんだろうかというふうに思ったのです。

放課後等児童デイサービスの事業所さんにたまに伺うと、どういう発達の凸凹があるのかなと思うような子もたくさんいて、児童クラブに近いと思ったり、逆に、児童クラブにこの子はきっと支援が必要なんだろうなと思うような子が親の考え方によっていたりというようなところの中で、本当にここって正しいんだろうか、正しいという言い方もおかしいですけども、ちゃんと適正に利用されているんだろうかというふうに思ったわけです。

そこで、市内の児童デイサービス、いわゆる放課後等デイサービスの事業者数について、過去5年間の推移と併せて伺いたいと思います。

**○宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 放課後等デイサービスの事業者数の推移ですけれども、令和元年度が55、令和2年度が62、令和3年度が69、令和4年度が75、令和5年度が80となっております。5年間で25事業所の増加となっております。

○江川委員　すごいですよね。それだけ増えているというふうに捉えられたらいいのか、あるいは、児童デイサービスが先というふうにも一瞬思ってしまったぐらいの増え方だったんですよね。5年間で25事業所って、何か、人手も不足しているし、受入先がなくて困っているんですよねというようにほかの業種の事業所ってたくさんあると思うんです。けれども、その部分とは打って変わって、ここはもう次の成功例ですよみたいな、何か、ノウハウ本でも出されているのかしらぐらいの勢いで増えているような気がします。

今後、どのような体制でしていくかということだと思います。一番は、増えている、減っているとかそういったことではなくて、子どもたちの育ちをいかに市で支えていくか、子どもたちの自立をいかに育てていくか、促していくか。

ここで、いわゆる障害者受給者証というのをもらった後にどういうふうに自立を促していくのか、旭川市のビジョンとしてはなかなかないところが私は課題だと思っているので、より適正に、それぞれの事業者さんの事業を旭川市として応援していく必要があると思っています。どのような指導体制となっているのかをお聞かせください。

○松本福祉保険部指導監査課長　放課後等デイサービスを含みます障害児通所支援事業の指導につきましては、当該事業所の実地におきまして基準条例に基づいた運営がなされているか、適切に報酬算定がなされているか等を確認する運営指導を行っており、対象事業者数は、令和7年2月末現在で児童デイサービス86施設を含む618事業所ですが、これをおおむね3年かけて巡回しております。

また、事業者向けの講習会として集団指導を年1回程度開催しており、制度全般や法令遵守につきまして周知を行っているところであります。

○江川委員　令和7年2月末現在では、何と86施設に増えているということで、令和5年度から6施設増えているという、6年間で31事業所増えているということが今の答弁でも分かりますし、これは指導監査課は本当に大変ですよ。ほかのところもありますし。そして、より質を高めていくというようなことも必要だと思うのですが、その中で仕事に追われているんじゃないだろうかと思っています。

運営指導以外にも、当然、利用者からの通報ですとか、相談とか、通報というよりは、どちらかという相談が多いと思うんですよね。こういうふうに対応してほしいんだけど、なかなか。そういったようなところに対しては本当に丁寧な対応が必要であると考えていますけれども、相談とか通報って令和6年度の例で言うところのどのぐらいの件数があるのでしょうか。そして、内容とか対応についても伺いたいと思います。

○松本福祉保険部指導監査課長　利用者等からの施設運営に関する相談は、本年度におきましては現在のところ30件寄せられておりまして、主な相談内容といたしましては、不適切支援、契約トラブル、虐待疑い、不正請求等となっております。

相談された内容につきましては、相談者の了承をいただいて事業者等に事実確認を行いまして、必要に応じまして指導を行っているところであり、また、事案の内容によりましては、行政処分等を前提といたします障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく監査を実施しているところであり、

○江川委員　法律にのっかって行っていますよというところですね。集団指導というのが先ほどあ

りました。新規の事業者数が本当に多くなっていますね。というふうに考えたときに、今後、一つ一つの部分の質を上げていって、子どもたちの育ちにつなげていかなければならないというふうに思っているのですけれども、大変だとは思っています、時間も取られるし。

けれども、制度とか法令の遵守だけではなく、子ども館の獲得であったり、アセスメントとか、そういったところの課題共有なんかを含めて研修プログラムの提供を今後行っていかなければならないのではないかなと思うのですが、どうお考えでしょうか。

**○宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 障害児支援をはじめとしました障害福祉に係る地域課題については、本市と関係機関で構成する旭川市自立支援協議会において課題の把握や解決策の検討を行っております。

新規事業者に対する研修プログラムはありませんが、本協議会では、効果的な支援の在り方についても議論を進めており、検討結果につきましては、市内事業所で、適宜、情報共有を行っております。

**○江川委員** 今後、困り感というか、時代の変化に合わせて必要な内容は決まってくると思うので、ぜひ、この点はやっていっていただきたいと指摘をいたします。

事業所の数もそうですけど、受給者証の数がほかのまちとか他市に比べて、ちょっと多くないかという話もあるのです。そして、大丈夫、大丈夫、簡単に出してもらえよと言われて、あなたも行きなよと言われて行ってみたら、本当に出してくれそうな感じだったので、今、私のところで思わずストップしているのですけど、そこの点の見解を伺おうかなと思います。

**○宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 委員が御指摘のとおり、障害児通所支援の利用者と事業所数は増加しております。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、医療機関への受診の機会が増えたことや、社会全体の障害に対する理解が深まることで、保護者が自らの子どもに必要な支援を求める意識が広がったものと考えております。

また、国では、事業所の整備が進んだことにより、従来、対応できてこなかったニーズに対応できるようになってきた側面に加えまして、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面があると考えられます。

当市におきましても、そのような要因から増加していると認識しておりますが、障害児の健やかな育成のため、適正な認定作業を行い、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

**○江川委員** 障害者通所支援に関するものなので、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面として、ここに子どもたちがどんどん行ってしまったら駄目なんじゃないですかねと思うんですよ。子どもたちの適正な育ちのためにある事業ですよ。うなずいていますけど、そういう側面が確かにあると思います。預かりのニーズはあるけれども、ここではなくて別ところで預かってもらいましょう。そして、そこの預かりのニーズについても多様なものを育てていきましょうというのが子育て支援であって、障害を持っているお子さんの本当に必要としているニーズに今後は応えていけないんじゃないだろうかとこのところですね。

生活支援事業なんかもそうだと思うのですが、求めはまだたくさんあって、本当に重度の心身障害を持っているお子さんもいるわけです。そういう子どもたちが社会の中で自らの力で生きていくことができるように育てていく、育ちを応援していくというのがこの事業だと思っているの

で、本当に適正な認定作業をぜひ行っていただきたいというふうに申し上げておきます。

最後の質問ですが、今後、5歳児健診が義務化していくんじゃないかという報道があります。

旭川市はインクルーシブをうたっています。けれども、日常生活も放課後も地域ではないこういう支援の場で過ごすということになるわけです。実際のところ、分けているのは学校教育の間だけなんですよね。入り口は最初みんな一緒に、そして、その後、保育園とかそういったところで少しずつ分かれていって、小学校、中学校、高校、ここの部分だけが分かれている。大学進学はなかなかないから、大学は分かれていないように見えるけれども、そこから先は全部一緒なんです。みんな、同じ社会の中で生きています。そういうふうに考えたときに、ここだけ分けているということ、この分け方が早くなるということに私は危機感を覚えます。

支援の基本というのは確かに居場所なんだけれども、やっぱり、同じ場所で過ごすということを最終的には考えていかないと、学校教育の間だけに対応できるけれども、その先の部分はどうぞと保護者に丸投げされている状態、どうしたらいいのという困り感が今後増えていくと思います。

そういったところに関して考える必要があるなと思っていますので、その点に対しての見解を伺いたいと思います。

**○水上福祉保険部障害福祉課長** 障害の有無にかかわらず、できる限り共に育つインクルーシブな環境というものを目指すことが大切だと思っています。

しかし、その一方で、お子さんの状況によっては、望む方、望まれない方、それぞれいらっしゃるということも捉えておきまして、安心して過ごせる居場所や支援の形は一人一人異なるものではないかというふうにも考えております。

サービスにつなげるに当たりましては、お子さんの将来を見据えつつ、保護者や本人の希望を酌み取りながら、それぞれに合った生活の在り方ですとか支援方針を計画していくことが重要と考えておりますので、サービスの申請時におきましては、保護者との丁寧な面談を通じて適切な認定作業を進めていく必要があると考えております。

**○江川委員** 担当課の課長として本当に力強い言葉だなというふうに思っています。障害の有無にかかわらずという言葉ですね。

さっきから、前で、多分、口寂しいかなと思うので、最後に部長にも1問伺おうかなと思います。ずっとうなずきながら聞いてくださったので。急遽、聞きますけれども、5歳児健診は今後どういうふうになっていくかというのは分かりません。けれども、旭川市の子どもの育ちというふうに考えていくときに、この事業が果たす役割を今後どういうふうに考えて、そして維持していくのかということをお最後に伺って、終わりたいと思います。

**○川邊福祉保険部長** 突然の御指名で大変緊張しておりますけれども、今、一連の質疑を聞いておきまして、江川委員がおっしゃっていたことの中で、私もそうだなと。やはり、子どもの居場所をきちんと確保するという部分でございます。

私にもダウン症を持ったことがありまして、事業所の頃、家に何回か行っているのですがけれども、その母親というか、私にとってはおばさんに当たるのですがけれども、私に対してといいましようか、行ったところで聞いていますと、この子はいずれ、高校を出る頃にもなって、きちんと社会の中で、自分の力で、自分で毎日職場に行き、そして働いてお金をもらってというようなことを聞かされてきました。それがまさに、先ほど江川委員がおっしゃっていた、きちんと居場所をつく

るというようなどころに通じるんだなというふうにこの立場になって実感しているところでございます。

最後に、私から部長として総括的に申し上げますと、そういったことをきちんと踏まえながら、この事業についても総体的に進めてまいりたいというふうに思っております。

突然の御指名だったので、何も考えておりませんでしたけれども、そんなことで取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時25分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員 まず、全部で4事業を予定しております。

初めに、環境部のほうから質疑をさせていただきたいと思えます。

4款2項1目の家庭ごみ処理費用適正化事業費についてお聞きしたいと思えます。

これは、指定ごみ袋、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみに関する予算だというふうに思えますけれども、今回、資料要求をさせていただきました。

それを見ますと、1番、2番、3番とありまして、1番が生活保護を受けていらっしゃる方、または中国残留邦人等の方、そして、2番は3歳未満の乳幼児がいる世帯の方、3番が家族で介護用品購入助成、いわゆる紙おむつの購入助成を受けられている方、こういった3種類がありまして、それぞれにごみ袋を支給しているという事業でございます。

この事業について何点か伺いたいと思えますが、その中でも2番の3歳未満の乳幼児がいる世帯について、ごみ処理手数料の減免についてこれから伺っていきたくと思えますが、まず、減免内容についてと制度の概要についてお示しさせていただきたいと思えます。

○大竹クリーンセンター所長 乳幼児がいる世帯にとりまして、紙おむつは必要不可欠なものであり、1日数回の交換によりまして相当なごみ量となりますけれども、努力して減量できるごみでもございませぬ。また、衛生上の観点から焼却処理が望ましいものであることから、平成19年8月の家庭ごみ有料化の際に減免の対象としたものでございませぬ。

支給するごみ袋は、毎日一定量が発生する紙おむつを1週間に2回ある燃やせるごみの日に2回に分けて処理しやすいように、また運びやすい重量となるよう、燃やせるごみ用の10リットルとしたところでございませぬ。

対象は3歳未満といたしまして、新生児の年齢によって最大450枚をお渡ししております。

○高花委員 それでは、これは枚数は分かりますけれども、年間でどの程度の人数が対象となっているのか、出生率の低下等もあるかもしれませぬけれども、直近の令和3年度、4年度、5年度あたりの人数をお示しください。

○大竹クリーンセンター所長 新生児及び転入者を合わせて年間で約2千人前後となっております、令和3年度は2千61人、令和4年度は1千973人、令和5年度は1千712人となっております。

○高花委員 転入者と合わせて2千人前後だけれども、ここ3年では年々少なくなってきておりますね。それが分かりました。

これは私が子どもを産んだときはなかった制度で、非常にうらやましいなというふうに思います。当時は、まだ布おむつを推奨するおばあちゃんたちもいらっしやったのですが、今ほど紙おむつの種類もなくて、ママ友たちの中では、やれ、パンパースがいいとか、やれ、こっちがいいとか、いろんなことを今この質問をしながら思い出しているわけですが、非常にありがたい制度だというふうに思います。

こういった制度はほかの自治体でも行われているのでしょうか、伺いたいと思います。

○大竹クリーンセンター所長 対象年齢や支給枚数、収集方法はそれぞれの自治体によって異なりますけれども、道内の人口10万人以上の市では、旭川市のほか、札幌市、苫小牧市、釧路市、小樽市で乳幼児に対する減免が実施されております。

○高花委員 ほかの自治体でもやっているということで、実は、私も、今お答えいただきましたけれども、手持ち資料がございまして、3歳未満まで支給する自治体は千歳市と恵庭市と旭川市なんですね。それ以外の今御答弁いただいた札幌、苫小牧、釧路、小樽というのは2歳未満までしか紙おむつ分のごみ袋は支給していないわけですから、旭川市は非常に手厚いなという印象を受けました。

それでは、ここからがちょっと疑問視しているところでもあるのですけれども、お聞きしていきたいと思います。

このごみ袋は、どういう方法で対象者に支給をされているのでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 主に市民課、支所等におきまして、出生届、転入届等と合わせまして御申請いただきまして、その場で指定ごみ袋の現物をお渡ししております。申請の際の年齢がゼロ歳の場合は450枚、1歳の場合は300枚、2歳の場合は150枚を一括でお渡ししております。

○高花委員 一括でお渡ししていると。旭川市で生まれた御家庭においてはゼロ歳ですから、3歳までの分の450枚を一括でお渡しして、途中で転入してきた方などは、3歳まで残り2年間あれば300枚とか、そういう形でとにかく一括でお渡ししていると。

ここがちょっと問題だなというふうに思っております、次の質問に行きたいと思いますが、この乳幼児の指定ごみ袋の減免で、燃やせるごみ袋を現物お渡しと。450枚であった場合、重さはどれぐらいになるのか、私には想像できないのですけれども、何キロぐらいになるのか、お示してください。

○大竹クリーンセンター所長 ゼロ歳の場合の450枚では、約4.6キログラムになります。

○高花委員 4.6キロですよ。重いですよ。ありがたい制度なんですけれども、乳幼児を抱えて出生届を出したときに申請を出したら、いきなり450枚、これはないんじゃないかと。

大変いい制度なんです。でも、渡し方に問題があるのではないかなということを感じるのです。これを分割にしてお渡しすることは今まで考えなかったのか、できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 これまで分割支給については検討してきませんでしたけれども、ただいま委員からの御指摘がありました分割でお渡しできるような運用につきまして、関係部局とも

調整を図りながら、当面は試験的な運用になるかもしれませんが、令和7年度の早い段階から実施できるよう検討してまいりたいというふうに考えています。

**○高花委員** すごく前向きな御答弁をいただいて、ありがとうございます。

子どもが生まれて喜ばしいことですから、せっかくいい制度なので、少しでも御希望に応えられるようにしてほしいと思います。

実は、ある出産した女性の方から相談がありまして、分かりました。これは分割にできないのだろうか、非常に大変だったと、ありがたくて。それで、えっ、分割だと思っていたけれども、そうじゃないんだなということが分かり、今回、質問させていただきました。非常に前向きで、令和7年度に試験的にでも実施していただけるということで、選択肢が増えるのはすごくいいことだと思います。

そもそも、乳幼児のいる御家庭の枚数ですが、資料にもあるように、特に、生活保護1人世帯、2人世帯、3世帯以上で、しかも、ここは燃えないごみも支給されるといった支給の仕方でありまして、また、介護により紙おむつの購入助成を受けている方にも3パターンの10リットル、20リットル、30リットルと、非常にきめ細かいといえますか、いろいろと考えられた支給方法なのかというふうに思いますが、この枚数というのは一体どのように決められたのか、伺いたいと思います。

**○大竹クリーンセンター所長** 3歳未満の乳幼児がいる世帯及び介護により紙おむつ購入助成を受けている世帯につきましては、当時、おむつメーカーなどからも資料をいただきながら排出量を調査するなどいたしまして、1年分の紙おむつ等を排出できる枚数とさせていただいています。

生活保護世帯では、平均的な家庭のごみ排出量に基づきまして、1年間に排出する量の半分程度を排出できる枚数をお渡ししています。

**○高花委員** そこそこの調査といえますか、聞き取りといえますか、こうやって聞いても適当に決めたわけではないということが今分かりました。

それで、実は、この支給に対して要綱が旭川市にはあるんですね。ごみ処理手数料減免取扱要綱というのがございます。これはホームページで出させていただくこともできるんだと思いますが、そこで、対象者については第2条というのがあって、こういった方たちになるわけです。その減免の申請というところの第3条の第2項にこういうことが載っているんですね。ごみ処理手数料の減免を受けようとする者が第2条各号の、これは対象者のことですね、複数に該当するときは、重複して申請することができるものとすると。これはびっくりしまして、えっと思っていたわけなんです。

例えば、この資料からいきますと、生活保護世帯で赤ちゃんが生まれました。最低3人以上いる世帯だと。そこにはおばあちゃんもいて、紙おむつの助成も受けていると。そうすると、この1番、2番、3番の全部に当てはまるということで、それぞれ申請できるというふうな認識でよろしいですか、確認させてください。

**○大竹クリーンセンター所長** ただいま委員から御指摘がありましたとおり、減免の事由が複数該当する場合につきましては、重複して支給を受けられることとなります。

今おっしゃられたとおり、例えば、自宅で紙おむつ購入助成を受けた親の介護をしている世帯に乳幼児が生まれれば、介護と乳幼児を重複して減免の指定ごみ袋を受け取ることとなります。

**○高花委員** そうすると、例えば、全てが5月から6月として考えます。生活保護を受けた時期も

5月から6月、お子さんが生まれたのも5月から6月、そして、紙おむつの助成を受けたのも5月から6月というふうに計算させていただきましたが、10リットルだったとして1枚20円なわけですね。そうすると、1番の部分では110枚を受け取ることができます。そして、2番では一括でしたから450枚を受け取らせていただきます。3番においては、5月から6月ですから360枚になるわけです。単純に計算すると、最大920枚、1つの御家庭で燃えるごみ袋を受け取らせていただくんですね。そして、これが1枚20円と換算しましたら、1万8千400円の減免を受けたということです。

これを一括して受け取る大変さもありますけれども、ありがたいですから受け取っていただけるとは思います。例えば、クリーンセンター所長の記憶にある中で、これだけ全部、1番から2番、3番の全部に当てはまる御家庭、最大920枚を受け取った事案というか、件数はありますでしょうか。

**○大竹クリーンセンター所長** これまで減免制度が始まってからは、2番と3番とか、1番と2番の重複はあるのですけれども、全てが重複したというケースはこれまで1件もございませんでした。

**○高花委員** 突然にもかかわらず、ありがとうございます。さすがはクリーンセンター所長です。ぱっと、1番と2番の重複、2番と3番の重複があると。それでもすごい枚数ですよ。

例えば、転出しましたと。特に、2番の赤ちゃんのいる御家庭は一括で450枚いただきました。でも、1年後、御主人の転勤が決まり、そうすると、無駄なごみ袋、いただいたごみ袋が出てくるわけです。そうしたときに、減免の資格を失うわけですよ。だけど、一括でいただいていますから、返す必要もないかもしれませんけれども、でも、返してほしいなというふうに思いますが、指定ごみ袋の返納というのはこれまで求められてきたのでしょうか。

**○大竹クリーンセンター所長** 減免で指定ごみ袋の支給を受けた方が市外への転居などによりまして減免の資格を喪失した際には、ごみ袋の返納は求めておりませんでした。

**○高花委員** あらっという声が漏れてしまうような現実が分かりました。

例えば、市外への転居とか死亡ということもあると思います。そういった中で、一括でもらって、減免の資格がなくなったときに返納してもらうように、今は口頭でも何も伝えてないということでしたけれども、今後は返納してもらうようにしたほうがいいのではないかと思います。可能ですでしょうか。

**○大竹クリーンセンター所長** ただいま委員から御指摘がありましたとおり、減免の資格を喪失した際の指定ごみ袋の返納についてでございますけれども、どういった方法で実施できるか、今後、関係する部局とも協議しながら検討してまいります。

**○高花委員** 今、旭川市は財政が厳しいと言っております。こういったところの無駄があるのではないかなというふうに思いました。まさか、ここでこういう事態になっているとは私も思っていなくて、ですから、例えば、特に乳幼児なんかは1年ごとでお渡しするとかしたほうがいいかなと。それがなぜ今までできなかったのかなと思うわけだし、なぜ、そういうことが環境部のテーブルの上で議題とならなかったのかなという疑問があります。部長、そう思いませんか。これは無駄ですよ。

私の身内で名寄と深川に住んでいた人がいて、見たことがありますけど、みんな転勤族で、無駄で、なぜか旭川市にいる私がそれを預かるというね。どうやって使えばいいんだろうというのがあ

るんですけど、転居した先であっても困るものももしかしたら10袋も20袋もあったかもしれないわけですよ。そういったところにお金を使っていたかもしれないと分かったら、少しの件数かもしれないかもしれませんが、小さいことからこつこつとやっていく分においては、これまで見直しがなかったということが私は不思議で不思議で仕方がないのです。

この不思議を解決していくために、部長、なぜ今までこれが議題に上がらなかったのか、不思議なんです、よろしいでしょうか、お聞かせください。

**○太田環境部長** 確かに、委員の御指摘にありましたように、今まで議題に乗らなかったということも確かにあるかと思えます。

確かに、返却を求めるというのも1つの方法としてはあるのかなというふうに思いますが、返却を求めるとしても、強制的に求めるのは難しいということはあるかと思えます。ただ、それでも転居された場合には返却をお願いします。それから、3歳未満の乳幼児がいる世帯の場合は3年まとめてというのがありますから、その辺は何回も来ていただく手間を省くために一括でやっているのですけれども、最低でも単年度ごとにとか、今回、選択肢を増やすということで関係部局ともいろいろと協議をしながら、試験的ではありますが、そういった形で進めてまいります。

そうした中で、転居される場合には数か月分でも余ったものは返却をお願いします形で、なるべく無駄のないようにさせていただきたいと思っております。

また、心配なのは、転居されるときにそれをほかの方に譲られるのが怖いのですけれども、ただ、その場合、例えば、ごみ袋に紙おむつ用ですとか生活保護を受けている方の減免用ということを書くとか、個人情報ということもあり、その辺はやっぱ難しいところがありますから、基本的には返却をお願いしますというお願いベースでしかないのかなとは思いますが、その辺も含めて検討させていただきたいと思っております。

**○高花委員** 突然にもかかわらず、部長、ありがとうございました。

私も心配していたのが、今、部長が言われたように、転居するときに御近所さんに配ってしまうこととか、この1番、2番、3番に関わる方たちも含めてそこら辺を危惧しているところもあります。単に金銭面だけではなくてね。ただ、お渡しするときに返却のことは一言も言っていないという先ほどの答弁でありましたので、それがいかなるものかなということは思いました。でも、それに関しては、今回、試験的でも令和7年度は検討していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そして、指定ごみ袋に関連して、もう1点、伺わせていただきたいと思います。

この燃やせるごみ、燃やせないごみの表面というのでしょうか、広告が載っていますよね。この広告を入れなくていいんじゃないですかというお声もいただいています。その方は、海外で日本人学校だとかいろんなところに行って、SDGs関係とかごみ問題とかにすごく意識の高い方からのお声だったのですが、インクの無駄じゃないですかとかあったわけです。

さっき、私は、名寄と深川のごみ袋を見た、手元にあると言いましたけど、正直なところ、ここまで印刷しておりません。ビニール袋の質も違いますけれども、質は別に印刷とは関係ないと思うので、旭川市は広告の印刷が特に多くないですか。きっと、事業案件か何かあるのかもしれないかもしれませんが、この件に関してどのような見解をお持ちでしょうか。

**○大竹クリーンセンター所長** 全庁的な取組となっておりますけれども、旭川市行財政改革推進プ

プログラムの一環といたしまして、市有財産を活用した収入の確保を目的に、指定ごみ袋の本体及び外装袋に広告を掲載し、自主財源の確保に努めているところでございます。

なお、ごみステーションに出されたごみ袋の中身を収集作業員が目視による確認を行う必要があることから、片面のみの印刷とさせていただいております。

**○高花委員** 私は、ごみが全部見えなくて印刷も時には役立つかなとは思いますが、今、環境問題とかSDGsだとか言われている中で、見る人が見れば無駄な印刷だと思う方もいるということは把握しておいていただきたいというふうに思います。

先ほど、自主財源の確保に努めていると、この広告費がそこに値するのだというふうに思いますけれども、広告の印刷はいつ頃からやっているのでしょうか。また、恐らく入札かなと思いますが、どのような方法で広告掲載業者を決めているのか、お示してください。

**○大竹クリーンセンター所長** 広告の印刷につきましては、平成25年度製造分から実施しております。

広告掲載業者の選定についてでございますけれども、広告代理店による入札によって契約の相手方を決定いたしまして、提出された広告掲載内容について、指定ごみ袋の有料広告に係る取扱要綱に定める掲載基準に基づき審査をいたしまして決定しております。

**○高花委員** 入札ですね、平成25年からですね。

今、旭川市は何だかんだで13分別まで来ましたけれども、分別が始まったときは、旭川市民は非常に優秀で、国のほうからも補助金というか、振り込まれていたということを知りました。

市民の協力があってのこういった事業であるとは思いますが、ここ近年を見ますと、地味な印刷のときもありますけど、ちょっと派手な印刷のときも見当たるなど実感するんですね。

私は、黒さが多い分、ごみが見えなくていいかなと思うときもあるのですが、一度、他都市と比べてみていただいて、どれだけ本市のごみ袋の広告印刷が大きいかということ一度調査してみたいかなというふうに思っております。ここは指摘とさせていただきます。

先ほど、自主財源の確保のためと言いましたが、一体、この広告掲載の収入というのは、収入額は毎年どれくらいあるのか、伺います。

**○大竹クリーンセンター所長** 令和4年度及び令和5年度製造分につきましては、それぞれ71万6千100円、令和6年度製造分につきましては、79万4千200円の収入を得ております。

平成25年度製造分から令和6年度製造分までの広告掲載により収入は、総額で約1千273万円となっているところでございます。

**○高花委員** 例えば、入札のときの条件に広告を載せるからというような条件とかはついてますか。それが目的で入札する業者とかもあるかもしれないのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

**○大竹クリーンセンター所長** 特にそういう条件はございません。

**○高花委員** 突然聞きましたので、どきどきしましたが、特にないということなので、これは旭川市が広告収入としてほしくて決めて、毎年、大体70万円から80万円近い収入があるということで、この金額は、燃えるごみ、燃えないごみの両方を合わせたの金額ですか、それとも、単品というか、燃えるごみだけですか。

**○大竹クリーンセンター所長** これは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、外装袋、全ての広告料と

なっております。

**○高花委員** とても細かく聞かせていただいて、ありがとうございます。細かく聞けるのが本当に分科会のいいところだなというふうに思います。

広告掲載から始まって約1千273万円ということです。これが減ったとした場合、何か支障が起きてくる、これは環境部の税収がなくなるということになるのかもしれませんが、大きな影響が出てくると所長は思いますか。

**○大竹クリーンセンター所長** 金額的には近年は70万円台ということですので、大きな影響が出るかと申しますと、それほど大きな影響はございませんけれども、ただ、やはりこれだけの広告収入ということで貴重な財源となっておりますので、今後も広告収入を上げられるよう継続していかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

**○高花委員** 当然、市として収入を上げていくということは考えていかなければならないと思いますので、値段が上がるかどうかは分かりませんが、地道に10年以上やってきたこの制度でございますけれども、不快に思う方もいると。それが果たしてずっと続けられるかどうかという、環境部であるからこそ、環境問題の部分、SDGsの部分バランスよくやっていただきたいなというふうにお願ひしたいと思います。

そして、最初のほうに質問させていただいた3歳未満の乳幼児がいる世帯への、また、ほかの生活保護の方や紙おむつの助成を受けられている方へのごみ袋の支給方法に関しても考えていただきたいと思いますし、そして、引っ越ししたとかいろいろな事情があったときにはお返しいただくということも新たな手法としてやっていただきたいということを念押しさせていただきます。

クリーンセンター所長は、今年で定年だというふうにお伺いいたしました。市民のきれいな環境のために日夜働いていただいていたと思うのですが、しかも、私への答弁で議会最後の答弁になると伺いました。

私も、今、ちくちくといろいろ質問させていただきましたけれども、ごみへのいろいろな思いがあるかもしれませんので、最後に、今後のごみの在り方でも何でもいいですので、何か一言、お残しただければと思います。

**○大竹クリーンセンター所長** 私は、平成5年に採用になりまして、平成8年から5分別ということで分別がスタートいたしました。

その後、分別品目が拡大いたしまして、現在に至るわけですがけれども、この間、市民の皆さんから、お褒めをいただく場面もありましたけれども、お叱りをいただく場面も多くございました。

今後は、そういったお褒めをいただく場を1つでも増やせるように、それから、お叱りをいただく場を1つでも2つでも減らせていけるように、後輩たちにこのバトンを渡していけたらなというふうに思っています。

議員の皆さんには、長く長く大変お世話になりました。ありがとうございます。

**○高花委員** 突然にもかかわらず、ありがとうございます。

本当に、いろんな事故もクリーンセンターであつたりしましたけれども、耐えてこられたんだなというふうに思います。お疲れさまでした。

続きまして、同じ環境部で4款1項3目の地球温暖化対策推進費について行きたいと思います。

これは、結構、皆さん、ゾーニング調査のことをお聞きしております。私も代表質問で質問させ

ていただいて、分科会でやろうと思っておりましたけれども、次々とこれだけあると、できないなと思いましたが、私にはもう一つ秘策がございまして、この地球温暖化対策推進費の約2千500万円近い予算の中で、ほとんどがゾーニング調査で使われております。2千100万円近くほど。

では、残りの部分の予算に使われているのは中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業だというふうに思いますけれども、私はここをお聞きしたいと思います。

その事業概要、予算額について、まずお聞かせください。

**○松野郷環境部次長** 中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業の概要でございますが、市内中小企業者のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、経営の脱炭素化に向けた取組を促進するため、自社の温室効果ガスの排出量を算定、把握するサービス、いわゆる可視化サービスの利用に要する経費の一部を補助する事業でございます。

補助制度の内容といたしましては、可視化サービスの月額使用料を対象に、1か月当たり1万円を上限に最大6か月、6万円の補助金を交付するものとなっております、令和7年度は予算額150万円を計上し、補助件数としては25件を想定しております。

**○高花委員** ゾーニング調査と比べれば予算額は150万円ということで、本当に小さい金額ですが、この事業は、私はすごく大事な事業だというふうに思っております。

要は、脱炭素に向けての可視化によって自分たちがどれだけ削減できたのかが分かるということは、今、全国でもあちこちでやっていることだし、北海道でも始めているところでもございます。

ようやく旭川市が今回これをスタートするわけですが、補助件数25件を想定していると。では、この算定とか把握するサービスにはどういったものがあるのでしょうか。

**○松野郷環境部次長** 国際的な温室効果ガス排出量の算出と報告の基準、GHGプロトコルと呼ばれるものですが、これに基づき、各企業におけるスコープ1、2の算定を行うものとなっております。スコープ1は、ガソリン、灯油など燃焼に伴う直接排出、スコープ2につきましては、他社から供給された電気等の使用に係る間接排出を指すものでございます。

企業側の作業といたしましては、システムへの入力、もしくは請求書などのデータをインターネット経由でアップロードしていただき、自社の温室効果ガス排出量を可視化し、認識していただくことで、節電や省エネ化による経費の削減と併せて、脱炭素化に向けた事業者の意識改革を促すものでございます。

**○高花委員** スコープ1、スコープ2ということで、細かく、ガソリン、灯油、そして他社からの供給された電気という部分が分かりましたけれども、システムによる入力で請求書をインターネット経由でアップロードして、その事業所の温室効果ガス排出量が可視化できるというシステムだということが分かりました。

先ほど私も言いましたけれども、他都市でもいろんなことをやっていると思います。他都市の同様の制度にはどういうものがあるのか、伺いたいと思います。

**○松野郷環境部次長** 全国的には、複数の自治体で同様の補助制度がございます。道内では、同様の補助制度がある自治体の確認はできておりませんが、補助金以外の支援方法として、恵庭市では、サービス提供事業者及び地域の金融機関、市の三者連携協定を結び、温室効果ガス排出量の測定、事業者からの測定データの提供、集計、分析とともに、行政と事業者が一体となって地域の脱炭素

の取組を推進している事例がございます。

○高花委員 それでは、利用実績についても併せて伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 令和6年度の利用実績につきましては25件となっております、サービス提供事業者からは、全国的に見ますと数件の応募しかない事例が多い中、補助制度を導入した本市の実績は高い水準であると聞いております。

○高花委員 令和6年度の実績が25件というのは多いんだか、少ないんだか、分かりにくいところですが、高い水準にあると、今、次長は言い切りました。本当にそうなのかと思います。

実は、私、この問題について、昨年、富岡製糸場のある富岡市を視察してきたのです。CO<sub>2</sub>排出量見える化事業についてということで視察してきました。

富岡市も令和5年1月にゼロカーボンシティを宣言されたんですね。本市と同じようにゼロカーボン推進課という全く同姓同名の課を設置しておりました。2名体制でやっていたのですが、ここは、家庭が約370世帯、事業所が約330か所を目標にして可視化事業をやろうとしたわけです。先進地のいろんなところを研究、調査して、2030年には45%を削減して25万トンの排出量を目標にするという具体的な目標を立てていました。

ところが、私もこのような視察は初めてで、何て言ってもいいやらという感じだったのですが、事業所も御家庭も一生懸命にアピールしても、いや、今、うちはまだ、いや、うちも全然、あんまり興味ないと、ほとんど事業化できなかったそうなんです。ですから、令和7年度は予算がつかなかった、そういう視察内容だったんですね。私もどうやって励まそうと思ひまして、いろいろと旭川市のことをお話ししてきました。うちも最初は2名だったような気がします、今は4名体制になって人も増えましたとか、いいですね、旭川市さんとはか言われながら。

議会も、総論賛成、各論反対という様々な議論がされたそうです。だから、私は思いました。旭川市は恵まれているなど。この事業を進めていくに当たって、総論賛成、各論反対、各論反対はあまりなかったんじゃないかなど。環境部の皆さんは、すごく、協力体制の中でこのゼロカーボンにしてもいろんな事業をしているということは忘れないでいただきたいなというふうに、私は、富岡市に行き感じました。

富岡製糸場があって、あそこは市が経営していますから税金があると思ったんですね。財政難で予算がつかなかったというんですね。大丈夫かというふうに一瞬思いましたけれども、その中で、150万円という僅かでもこの可視化事業を進めようとしている本市の取組は、私は最大に応援していきたいなというふうに思っております。

実際に令和6年度は25件あったということですが、これが高い水準であるかという、件数をもっと増やしていただきたいなと思います。富岡市でも330件を目標にしていたわけですから、もっと頑張りたいなと思っておりますけれども、この利用した25件の事業者はどういった業種の方たちでしょうか。

○松野郷環境部次長 利用した事業者の業種につきまして、日本標準産業分類の大分類で申し上げますと、建設業及び製造業が各8社、運輸業が3社、卸売業、小売業及び他に分類されないサービス業が各2社、生活関連サービス業や不動産業が各1社となっております。

○高花委員 やっぱり、一番多かったのが建設業、製造業ですね。電力を使うというか、でも、意識も高いんだなということが分かりました。卸・小売業もありますし、サービス業もありますし。

令和7年度は、これをもっと拡大していかなければいけないというふうに思います。その部分について、どのような施策でこの補助金の利用拡大をお考えなのか、伺います。

**○松野郷環境部次長** 令和7年度につきましては、経済部が実施する中小企業振興資金融資制度バリューアップサポート資金の一部要件に当該補助金の交付要件の決定を受けている者を設定しまして、経営の脱炭素化に向けた取組を進める企業に対して利子補給などを行うことで、さらなる補助金の利用促進を図ってまいります。

あわせて、可視化支援制度の利用者との調整などを行いながら、低廉な価格での再エネ電気の導入に向けた事業の構築、実施についても検討しているところでございまして、可視化と電力料金の削減を通じ、脱炭素経営の価値を認識していただきながら、経済と環境の好循環につなげてまいりたいと考えております。

**○高花委員** 事業者あつてのサービスだというふうに思っておりますし、この事業だというふうに思っております。

大体、予定どおりの25件が令和6年度も来ましたので、令和7年度もそれぐらいの予算なのかなというふうにお察しいたします。半年間にわたって、月1万円、最大6万円、その25件分で150万円というこの計算は変わっていないと思いますから、ぜひ続けていただきたいというふうに思いますけど、決して多い件数ではないんですね。だから、可能な件数だなというふうに思っております。事業所がそうやって少しずつ、毎年違う事業所に経験していただいて意識が高くなる。今、次長がお答えになった脱炭素経営の意識を高めていくための目的としてはいいと思います。

問題は、一般家庭だと私は思います。一般家庭に対しては何もないような気がいたします。

先ほども江川委員が質問されておりましたけれども、熱く語ってございましたけれども、なぜ、一般家庭はこの予算の中に入らなかったのか、何か理由があったのか、最初から一般家庭なんて無理だよと思われたのか、一般家庭こそ大事じゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺を伺っていいでしょうか。

**○松野郷環境部次長** 一般家庭向けの脱炭素の取組といたしましては、よく、個人向けのアプリとかで家庭の排出量が計れるというものがございます。そういったものを我々としても情報発信して御利用いただくということに努めていかなきゃいけない一方で、やっぱり企業向けというところが我々としては薄いかなと思ひまして、その辺をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

温暖化対策実行計画の中で、毎年、市域の温室効果ガス排出量を算定しておりますけれども、その中で一番大きいのは一般家庭部門ですけれども、製造業とか民生業務部門といったところも割合的には多いですので、そこの方々の意識を高める取組としてこれに力を少し入れていきたいと考え、今回実施しております。

**○高花委員** それでは、一般家庭の可視化の政策というのは何かお考えですか、お伺いしたいと思います。

**○松野郷環境部次長** 先ほどのアプリのほかに、環境部といたしましても、環境部の普及啓発イベントである環境フェスタで地球温暖化施策に係る市民意識の向上を図るためのパネル展をやっておりますけれども、それと併せて、簡単な質問で御自身のCO<sub>2</sub>を計測できるソフトを使って御自身の排出量を知らせる体験会を行って、こういうことを通じて、省エネの取組を自分事として御家庭で話し合いながら、皆さんの行動変容につながっていくような形になればいいかなというふうに現

在取り組んでいるところでございます。

**○高花委員** 省エネの取組を自分事と、いいですよ、それはね。人ごとじゃなく、自分事なんだと。いろいろとアプリで、私も今月の電気料金はお幾らですよとか、ありますよね。でも、水道料金ってないんですけどね。なぜか、電気ばかりがいっぱいアプリがあるという。不思議だなんて、副市長、そう思いませんか。急に申し訳ないです。水道もあってもいいなというふうに今思っています。

それでは、家庭は自分事として取り組んでほしいというような今の御答弁でした。

では、市役所たるこの公共施設の可視化についてはどのようになっているのか、伺います。

**○松野郷環境部次長** 本庁舎を含めまして、全ての市有施設の温室効果ガスの排出量につきましては、旭川市役所の事務事業による温室効果ガス総排出量として市のホームページで公開しております。

市有施設の温室効果ガスの排出量の推移につきましては、平成27年度がCO<sub>2</sub>換算で11万447トンでしたが、間近の令和4年度では9万5千122トンとなっており、減少傾向となっております。

**○高花委員** 約2万トンほど減少したと。公共施設でもしっかりと可視化をしていたということが分かりました。

では、今後の補助制度の展開についてお伺いしたいと思います。せっかくゼロカーボンシティ旭川を宣言されていて、本市には大きなイベント事がたくさんあります。私は、今回の冬まつりで、なぜ、ゼロカーボンコーナーとかカーボンニュートラルコーナーがなかったのかということが残念でならないんですね。それこそ、各御家庭で自分事として受け止めてもらえるような、そういうコーナーがあるべきだったんじゃないかと。今年につくるんだろうなんて淡い期待をしていたんですが、全くなくて、それこそ自分事のように取ってもらう可視化が大事なんだというふうに思うのです。

みんな、やりたいけど、何をしたいかわからないという方だらけじゃありませんよ。できるものなら電気料金は安くしたいですし、もっと早めに分かれば工夫ができたということだと思っています。電気の締める日に、未締めとかそういったときに早く教えてほしい、それがアプリの教えてくれるいいところでもあるというふうに思いますけれども、もっともっと、例えば、冬まつりも今年は外国人の方たちがすごかったですよね。そういった方たちにも、旭川はゼロカーボン、SDGsをやっているんだといういいアピールになったはずなんです。全くそういったコーナーがないんです。

ですので、お聞きしたいと思います。このことも含めて、補助制度の今後の展開と併せてどのようにお考えか、まず、部長にお聞きしたいと思います。

**○太田環境部長** 補助制度も含めて今後の展開ということでございます。

先ほど次長からも御答弁をさせていただきましたけれども、環境部としても、これまで普及啓発イベントの環境フェスタをやっていますし、今の委員からの御指摘も踏まえて、様々なイベントの場を通じて、今後は一般市民向けにも普及啓発ができるように検討してまいりたいと思っています。

それと、今回のCO<sub>2</sub>排出量可視化支援事業につきましては、あくまでも市内の中小企業者を対

象とした事業でございますけれども、昨年度から、企業に対しましては有価証券報告書などにおいてサステナビリティ開示というのが始まってございます。気候変動に関する複数の指標の開示の義務化といったことも今後は検討が進められるということでございます。

一般家庭においては、自分事と捉えていただいて、意識改革が、即、行動変容につながって、結果も見えてくるということがございますけれども、企業におきましては、職員一人一人が自分事と捉えながら業務の中で省エネなり何なりで工夫していくというのはなかなか難しいということもありますし、省エネの徹底、再エネの導入などにつきましては、必要に迫られてから急に意識して、皆さん、やっってくださいというのも難しいことだと思いますので、日頃から自分の体重測定のように、企業自らが自分たちで出しているエネルギーの使用量やCO<sub>2</sub>排出量を職員一人一人が細かく把握していくということも大事だというふうに考えてございます。

そのため、CO<sub>2</sub>排出量を可視化するメリットですとか、それを脱炭素経営につなげていくメリットといったものを、あらゆる機会を捉えながらしっかりと訴えていきたいと考えてございますし、企業の脱炭素化は、脱炭素を目的化せず、手段として活用することで、取引先の拡大といった企業価値の向上に寄与するのだということも、これからの時代はだんだんそのように変わってきておりますので、企業としても脱炭素を進めていくことが企業価値を上げるといったことも意識していただけるように、様々な手法を駆使し、事業者の意識改革を行う補助制度の展開を通じてまいりたいと思いますし、一般家庭におきまして同じように、意識を変えていただくような普及啓発をしながら、あわせて、ゼロカーボンシティ旭川の実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

**○高花委員** 機運を高めるのは、皆さん、意識は高くなってきていますから。だから、アピール方法とか、せっかくのアピール場があるところにおいて何もしないっていうのはもったいないと思います。

ただ、何もしていないわけじゃないと思います。食ベマルシェとかいろんなどころでもブースは出ていましたし、それは、ほかの北海道だって出ていました。私もアンケートに答えてノートと鉛筆をいただきましたけれども、すごくいいことをやっているときは、人は引かれていってしまいます。やっているんですけど、どうも冬まつりだけはやっていないんですね。

その点はいろんな関係があると思いますけど、副市長、そういう発想って今までなかったんでしょうか。これから考えたほうがいいのではないかと思うんですけども、せっかくこれだけ外国人が来て、インバウンドがあって、旭川市はゼロカーボンシティ宣言をしていますが、その宣言をされていることすら知られないで帰ってしまわせてしまうと。いかがですか。

**○中村副市長** 私の答弁は暗くなるのかもしれませんが、私は、最近、気候変動というか、そういう部分には非常に危機感を感じています。

財政状況が厳しいというような話の中で、私が財政課長をやっていたときには、除雪費を削ることで急場をしのいだという経験がございます。

ただ、今、1月でもざくざく路面がどンドンできるというような部分では、除雪費を削るようなこともできないかと常々思っています。それは、気候変動が本当に激しくなっていて、地球の温暖化というのが進んで、これが旭川においてもどンドン進んできていると。いろんな経済の部分、あるいは観光の部分でも、パウダースノーを売りにしていますけれども、本当にそれが将来も続くこ

とになるのかどうかと思っています。

そういった部分では、ゼロカーボンの取組をいろんな部分でやっていかなければならないというのは委員の御指摘のとおりだなと思っています。

私も、冬まつりには担当が違うのであまり関わっていないのですが、そんなことは言っていられないんだなというようなことで、いろんな催し物に関しましては、こういった取組をきっちりやって、一人でも多くの方が自分事として捉えられるような形を取っていかなければならないというのは、改めて、今の御質疑の中で感じたところであります。

**○高花委員** 考えられることはいろいろとやっていただいていると思いますけど、まだまだ見直しもあるかなというふうに思いますので、令和7年度はそういったことも含めて事業を頑張っていたきたいと思います。

以上、環境部に関しての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、市民生活部に行きたいと思います。

市民の日記念事業についてから行きます。

2款1項5目の市民の日記念事業費について伺いたいと思います。

突然ですが、市民の花はツツジですね。市民の木はナナカマド、市民の鳥はキレンジャク、では、市民の虫は皆さん御存じでしょうか。（「カンタン」と言う者あり）簡単に答えられてしまった。カンタンなんですよ。

実は、私は知りませんが、旭川市の袋に載ってまして、今回、市民の日の記念事業について質問しようと思って見ていましたら出てまして、カンタンってどんな虫なんだろうと。ぱっと見、キリギリスかなと思って、鳴き声はどんなだろうと思ったら、コオロギみたいな。市民の日に関連していろいろと調べていたら、旭川市のホームページにちゃんと出てくるんですね。知らなかったのは私だけでした。

旭川市にはいろいろあります。これもホームページに載ってました。なぜ、ナナカマドなのかとか、キレンジャクとか、カンタンとか、安全都市宣言は昭和37年にしています、平和都市宣言は昭和58年にしました、平成2年10月10日には健康都市宣言、当時は体育の日だったと思いますが、宣言されています。そして、平成10年3月30日には、これは議会議決で長寿都市宣言も宣言されています。そして、ゼロカーボンシティ旭川宣言という形で、旭川市にはいろんなものがあります。

その中でも、市民の日、この部分について私は今日お聞きしたいと思います。

これは、私の大先輩の安口元議員が平成15年第1回定例会の代表質問で市民の日制定という話を始めて、そして、何人もの会派の議員が訴えてきて、ようやく市制100周年のときに8月1日を市民の日としたという経過があります。

そのほかにも、旭川市には市民スポーツの日というものもあります。これは、冬は2月の第3日曜日、夏は6月の第3日曜日にあるんですね。実は、これも私はあまり知りませんでした。市民の日ができてから一緒に分かるようになりました。

スポーツの日は観光スポーツ部なので、ここで聞きたくても聞けないものですから、市民の日の特化して伺っていきたいと思いますが、市民生活部所管の市民の日記念事業費について、毎年、きつと予算組みがされていると思いますけれども、事業の目的、事業概要及び予算の概要について、

まず伺いたいと思います。

**○小松市民生活部地域活動推進課主幹** 本事業は、8月1日を市民の日と定め、市民一人一人が積み重なるまちの歴史や多くの地域資源、魅力を通じて、ふるさと旭川への愛着と誇りを育み、ここに住む喜びや幸せを感じるとともに、未来の旭川に思いをはせながら次の世代へ伝えたい夢や希望を抱き、共有できる機会づくりを目的としております。

令和7年度予算としましては、普及啓発イベントの開催、旭川市民の日まちづくり表彰の実施、市有施設無料開放などの事業を予定しており、表彰者選考委員会委員謝礼や記念品などで25万3千円、市民の日の周知をする街頭放送や広告掲載として22万4千円、消耗印刷費として8万9千円、イベント等実施委託料として47万円、合計103万6千円を計上しております。

**○高花委員** 予算額はそんなに多くないですが、その半分近くはイベントの委託料ということが分かりました。

初年度の市民の日は、市制100年でしたから、すごく大々的だったんですよ。令和6年度は、あまりにもアップダウンが激しくて、何かあまり印象がなくて、市民の日は一体どのようなことを行ったのか、伺います。

**○小松市民生活部地域活動推進課主幹** 令和6年度は、庁内他部局や民間事業者、市内の高等学校、専門学校の協力を得て様々なイベントを実施いたしました。

具体的には、6月に夏の旭川市民スポーツの日とコラボしたトークショー、7月にはあさひかわ市民の日フェスを開催し、まちづくり表彰や幼稚園児による音楽大行進、クイズ大会などのイベント、保健所との連携によるウォークラリーも行いました。

また、旭川出身の川村健一さんが手がけるアパレルブランド、KEBOZにオリジナルTシャツの製作を依頼しまして、イオンモール旭川西にてポップアップストアを開催していただきました。さらに、イオン北海道の協力で、市内直営店舗で旭川及び近郊の物産販売や専門店の独自サービスを提供いただきました。

ほかには、8月1日には旭山動物園などの市有施設を無料開放し、また、新たに中央図書館と地区館で旭川関連書籍コーナーを約1か月間設置いたしました。

**○高花委員** KEBOZさんは、本当に、この日一日限りですぐに売り切れたというようなこともありましたね。いろんなことをされているということは分かりました。

意外と最初の人に喜ばれたのが、実はバス無料だったんですね。でも、それはなかなか難しい部分もあるのは分かっております。旭川市独自のいろんな目玉となるようなことで定期的に行うことはないのであるかというふうに私も考えておりました、8月1日というのは夏まつりを開いているときなんですね。特に、今年なんかはもしかしたら市民舞踊パレードと同じになるかもしれないとか、夏まつりと必ずかぶるようなときが市民の日なわけなんですね。

大分前ですけど、以前も川越に視察に行かせていただいたときに、何で川越のここに浴衣を着ている人がいっぱいいるのかなというか、浴衣のレンタル屋があるんですが、川越は12月1日が市民の日なんですね。本市と同じように市有施設の一部を無料としているんですけども、ここで小江戸川越観光協会が実行委員会を構成して、「きものが似合うまち川越」を合い言葉に、毎月8日、18日、28日が川越きもの日としていて、それで、毎月8のつく日には着物、浴衣で川越を散策すると割引対象になるお店がいっぱいあって、そこで様々な優待を提供していることが分かりま

した。

私もこの川越を歩いたときに、浴衣を着ていると5%オフですという札はお店の中でいっぱい見たんですけど、こっちはスーツですから、浴衣なんてと思いました。何だ、このまちは、何だ、このまちはと思いましたけど、これは観光協会が主催していたんですね。てっきり、これは川越市がやっていると思っていたんですが、そうではなかったと。

これもまた所管が違いますので、ここでは紹介だけで終わってしまうんですけども、例えば、こういった来た人も楽しめるような、夏の旭川市民の日ですからスキーをやってもらうわけにもいきませんので、何かいろいろと考えられないかなと思っているのですけれども、令和6年度は、本当にすぐ売り切れたKEBOSさんとのコラボとかいろいろしました。令和7年度はどのようなことを予定しているのか、伺いたいと思います。

**○小松市民生活部地域活動推進課主幹** 令和7年度におきましても、先ほど申し上げましたように、まちづくり表彰であるとか市民が楽しめるイベント、動物園やパークゴルフ場などの市有施設の無料開放などはこれまで同様に継続していくことを考えております。

また、協力企業による関連事業は、特に市民からの評判もよかったことから、規模の拡大などを申し入れていくことを考えております。

**○高花委員** 相変わらずのですね。令和7年度は、特に特筆して何か変わったことをやるということはないかなという感じの今の答弁だというふうに思います。

ただ、先ほど、パークゴルフ場の主要施設の無料開放ということを言われていましたけど、意外とこれは知られていないんですよね。私が市民委員会とかに教えて、えっ、みんな、行くぞという感じになったんですけど、この周知というのはどういうふうに行っていくのでしょうか。

**○小松市民生活部地域活動推進課主幹** 令和6年度は、市民の日のPRとしまして、総合庁舎のロビースペースで旭川の歴史パネルの展示を行ったほか、本市のホームページやSNSなどで発信するとともに、旭川観光大使である小野匠さんによる旭川市民の日のPR動画やPR音声を総合庁舎及び駅前イオンのデジタルサイネージにより放映するとともに、PR音声につきましては街頭放送なども使わせていただきました。

また、イオンモール旭川西で行いました、あさひかわ市民の日フェスにつきましては、イオン北海道の協力により、フェスをイオンの広告に掲載したほか、ライナーでも周知を行いました。

令和7年度においても昨年同様の周知を行う予定ですが、これに加えて効果的な周知ができるように検討しているところでございます。

**○高花委員** 周知も検討していくということですので、旭川市民の方が喜んでもらうことも大事ですけれども、せつかくのPRができるようなことを考えていただければと思います。

例えば、私は以前にも分科会で話をしたと思いますが、北海道は道みんの日でロゴマークを作っているんですよということを言いました。旭川市もデザイン都市で、今回はいろんなグッズの、皆様も名刺で使ったりとか、ロゴマークのいろんなデザインが出てきますけれども、目に入りやすい、覚えやすい、分かりやすいといったものが市民の日にも必要なんじゃないかというふうに思うわけなんです。そういったロゴマークの作成もあってもいいのではないかなというふうに思う手段としてかもしれませんけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

**○小松市民生活部地域活動推進課主幹** 先ほど委員がおっしゃったように、旭川市民の日のPRに

つきましては、少しPRが足りていないと私たちも考えているところでございます。

このことから、効果的な周知啓発につきましては、市民の日にとって最も重要な課題の一つであると認識しております。

今、委員から提案のありましたロゴマークの作成も含めて、市民の日が広く市民に浸透するように、分かりやすい効果的な周知方法について鋭意検討してまいります。

**○高花委員** 鋭意検討という言葉がありました。結局、PRが足りないと感じていて、もっと効果的なものも必要だということも認識していて、最終的には鋭意検討していくと。楽しみにしていきたいというふうに思いますけれども、この旭川市民の日は、本当に名前のとおり、市民のもので。市長のものではない、市民のもので。市民に対して、何らかのメリット、サービスが必要ですよ。そういったものが、先ほどのパークゴルフの無料とか、いろいろあったんだと思いますが、それはごく一部の人がしか使えない。どんな人でも、どんな年代でも楽しめる、そういった部分を考えていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

**○岩崎市民生活部次長** 旭川市民の日は、先ほど申しあげましたように、市民が本市に誇りと愛着を持つことを目的としております。

このことから、市民がイベントを楽しんだり、お得なサービスを受けるなどで旭川の魅力に気づいていただくことは、旭川市民の日の目的達成の手段の一つと考えております。

今後につきましても、旭川市民の日には、市民が旭川市民でよかったと思えるような事業を行ってまいります。

**○高花委員** ぜひ、そうしていただきたいなというふうに思います。今後、定着していく中で市民からもきっといろんな要望が出てくるかもしれません。まだまだこれからの部分もあるかと思えます。ぜひお願いします。

先ほども言いましたけど、一番好評だった無料バスです。私もこの日はバスを使います。だから無料にしてくれということを行っているんじゃないので、誤解しないでいただきたいんですけども、間違ってもそうではありませんからね。

結局、お祭りですからバスに乗る人が多いんですよ。バスが無理ならタクシーで行きたいけど、そこは難しいかもしれません。難しいのは分かっていますけれども、あえてお聞きしたいと思いますが、無料デーという形で行われないでしょうか。厳しいですか。

**○岩崎市民生活部次長** 令和4年度に実施しましたバスの無料デーにつきましては、市民から大変好評でありましたが、担当部局から、無料デーにつきましてはバス事業者との協議の上で日程を設定することとしておりまして、平日は通勤、通院の方が多く、平日に無料デーを設定することにより、それらの方々に影響があるため、平日の実施は難しいと聞いております。

**○高花委員** 分かっております。でも、そういう熱い思いがあるということをお伝えいただきたいなと思います。

市民生活部には本当に頑張っていただいて、8月1日の旭川市民の日は、専門店の参加店舗企画とかいろいろしております。これも継続して、物価高騰でお店も大変な中でございますので、どこまで協力が可能かということもあると思いますが、お力添えをいただければというふうに思います。

旭川市民の日が市民にとって、私たちの日、自分たちの日、そして旭川を祝う日となるために、これまでも質問をさせていただきましたが、これは市民生活部だけでなく、私のこれまでの

質疑の中で、観光スポーツ部だったり経済部だったりという、いろんな部局をまたいでやっていかなければいけないということが出てくるような気がいたします。そういったときに、そういった部局が縦割りじゃなく、ともに一緒になって旭川市自体を盛り上げていく、そういったものも考えていくときに、何かネックになっている。私もこれを聞くに当たって、本当に縦割りだなと思うことがあるんですが、自分たちもやりたいけれども、所管部局が違うからできないと思うことがあると思うのです。

そういったことから、これまでの取組をどう受け止め、また、今後どのように旭川市民の日をほかの所管部局とも行っていく予定なのか、見解を伺いたいと思います。

**○樽井市民生活部長** ただいま、委員から市民の日について、バス無料デーとかお得なサービスとか、周知の部分ですとか、市外の人も楽しめるようにとか、いろいろな御質問をいただきました。

この旭川市民の日は、市民のふるさと旭川に対する愛着ですとか誇りを育みまして、次の世代に伝えたい夢、希望を抱き、共有できる機会づくりを目的としております。令和4年度に制定しました。それ以来、このまちに住むことに喜びや満足を感じるといった市民意識の醸成や、さらには、市民主体、地域主体のまちづくりの動機づけにつながるような取組も進めてまいりました。

イベントを3年間やる中で、去年は約1千300人の参加がありました。最初の年はC o C o D eで約800人で、次の年、令和5年度はアッシュでやったのですけれども、そこは約400人ぐらいで、減ったり増えたりではありますが、先ほど主幹の答弁にもありましたけれども、やはり、PRがまだ足りていないというふうに私たちも感じているところもあります。

この取組を実効性あるものにするためにも、やはり、この市民の日の意義を広く市民に知っていただいて定着を図ることが重要でありますし、旭川市全体で盛り上げていく取組が重要と認識しております。

そのためにも、まず、担当する市民生活部におきましては、新年度に予定している事業の実施に向けまして、多くの市民、関係団体、企業などとも連携を深めまして、市民の日をともに盛り上げていく知恵を絞っていきたいと思いますし、先ほど主幹のほうから答弁がありましたが、他部局との連携という部分も、少しずつ、そこはまだ足りないのかなというふうに私たちも思っております。そこは、市役所の中で協力、連携の輪を拡大していきたいと思いますし、その部分は私たちのほうからも働きかけていきたいというふうに考えております。

そして、先ほど委員のほうからも、今年の8月1日は夏まつりにちょうどかぶるかもしれないというお話がありました。そういう部分で、例えば、8月1日が夏まつり期間と重なる可能性もあると思いますので、こうした多くの人が集まるイベントの機会を通じて、やはり広く市民に知っていただける取組を進めていくということも一つの手法と考えております。

また、先ほどのバスの無料デーという部分は、担当課のほうからは難しいというお話もありますけれども、担当課のほうにも改めて働きかけていきたいと思っております。

市民主体、地域主体のまちづくりの動機づけにつながる取組という部分では、昨年度に創設いたしましたまちづくり表彰の制度につきまして、こちらも市民活動や地域活動の参加意欲の向上、持続可能な市民の活動の後押しになるよう、制度の充実も図ってまいりたいと思っております。

いずれにしましても、旭川市民の日が広く市民に定着し、誰もが気軽に楽しみながら本市の魅力を共有し、まちへの愛着を深める機会を創出して活力を創出する、旭川市を盛り上げる機会となる

よう、新年度におきましても工夫をして取り組んでまいります。

○高花委員 何とか盛り上げたい、頑張りたいという思いは伝わりました。

私から提案でございますが、例えば、舞踊パレードのとき、私たち議会も一緒に観光旭川音頭で踊るわけなのですが、最後に市職員が本当にすごい人数で踊られますね。そのときに、旭川市民の日というのぼりを持ったらどうかなというふうに思うときもあります。

全国のある市を調べましたら、のぼりを使っているところは那覇市だったかな、そういうところもあります。そう考えると、今日は旭川市民の日ですよということのPRになるかなと思いますので、検討していただければというふうに思います。

以上、市民の日の記念事業についてはこれで終わらせていただきます。

次に、2款1項5目の地域会館建設費等補助金について伺います。

昨日、安田委員の質疑でもありました。今回はあまり時間がないので、予算の概要等は割愛させていただきます。

まず、地域会館の建設費の補助金を使った令和6年度の実績を伺いたいと思います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 令和6年度は、19件の工事を補助対象とし、920万1千円の補助を行いました。内訳は、修繕が14件、設置が1件、解体が4件となっております。

○高花委員 修繕が一番多いということが分かりました。過去10年の中でもいろんなことをされておりますが、改めて、これまでの過去10年間の事業内容、改正の経過について伺っていきたいと思います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 過去10年間の事業の改正内容についてですが、地域からの要望を受けながら、平成26年度には融雪槽や物置の設置を補助対象に入れております。令和元年度には、解体を補助対象に加えました。また、令和2年度には、補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、補助額も新築は700万円、解体は200万円、修繕及び設置は100万円を補助金の上限と変更いたしました。

令和6年度には、緊急で修繕が必要な工事にも対応できるよう、工事費100万円未満の小規模の工事においては当年度に申請が可能な制度に改めております。

○高花委員 令和6年度からは、突発的というか、緊急で修繕が必要な100万円未満の工事に補助ができるようになったということですけど、例えば、おトイレが急に駄目になったとか、ストーブが駄目になったとか、そういったものが入るという認識でよろしいでしょうか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 まさにそのような工事に対して緊急に対応できるよう、当年度に申請できるように改めたものです。

○高花委員 会館といってもいろんな形態があるというふうに思うんですね。この場合の会館で当てはまるもの、対象になる会館、対象にならない会館、対象になるとしたらどのような会館なのか、まず伺います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 町内会や地区市民委員会など、住民活動の母体となっている団体により運営、管理している会館が対象となります。新築等の場合は、そのための用地が確保されているものに限らせていただいております。

○高花委員 例えば、いろんなパターンがあると思います。空き家を使っているところもあるかもしれない。あと、登記簿にないところで建ててやっているところとかもあると思うのですが、町

内会もしくは町内会の役員が所有していない建物についても補助対象となりますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 現に町内会が管理、運営していることが確認できる物件であれば、補助の対象とさせていただきます。

○高花委員 地域の集会所として、個人所有の住宅、または企業の事務所などを活用することも見受けられると思うのですけれども、こうした場合も補助の対象となりますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 新築や増改築については、申請する団体の名義で地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体として市長の認可を受けている、または認可を受ける予定であるとしており、そのような団体による新築や増改築であれば対象となります。

解体については、申請する団体が会館等を解体する権限または義務があると認められるものと定めておりますので、それに該当すれば対象とさせていただきます。

その他の修繕等の工事については、申請する団体により管理、運営されていることを確認させていただいた上で対象の可否を判断させていただきます。

○高花委員 対象の可否を判断させていただくというのがとても気になるのですが、否となるものというのはどういったものが対象になるのでしょうか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 土地の取得または借用に要する費用は対象となりません。また、建物の借用に要する費用や植栽、外構工事のみの費用、備品及び消耗品の購入費並びに事務費は対象外としております。これらに要する費用は、事業費に含まれている場合は対象から外すこととなります。このため、外構工事などだけを行う工事は対象とはなりません。

また、補助対象を会館等を設ける団体が管理、運営するものとしておりますので、個人宅として使用されている住宅の一部を会館のように使用している場合には、改修を行う工事は、その住宅を管理運営しているのはその個人となることから、そのような事業については対象となりません。

○高花委員 いろんなパターンがありますよね。空き家を使っていいですよ。だけど、トイレトペーパーや水道光熱費、そこに来た老人クラブの方たちが使った分、こういった部分は運営委員会の町内会費から出ているものでやりますと。でも、そのトイレが壊れましたと。そういった場合は補助になりますか、対象になりますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 現実に管理、運営をされているものであれば、補助対象になると考えております。個人所有宅で個人の住宅として住まわれていて、その一部を使われている場合は、管理、運営は個人になるので、それは対象外となります。

○高花委員 令和6年には緊急な修繕もつけられたということで、少しずつ進化しているのかなという事は分かりました。間口も広く、今のように個人所有していても、運営が町内会でやっているということであれば、補助の対象になるということも分かりました。

私の知っている町内会では、こういった事業があることを知らなくて、自らトイレを直して、要は、自分たちの町内会費の中でトイレを直したり、冷蔵庫を買ったり、冷蔵庫は備品なので補助の対象にならないと思いますが、屋根を直したり、いろんなことをしている町内会もありました。この事業を知らない団体もあるのかなというふうに、私もちょっと驚きなんですけど、これはどのように周知を行っているのでしょうか。

○岩崎市民生活部次長 周知につきましては、市の広報誌やホームページに掲載しているほか、毎年12月に、市からの連絡や文書の送付先を確認するために町内会長名簿の提出をお願いする文書

を送付する際に、地域会館建設費等補助金の案内文書を同封してお送りしております。

多くの町内会にこの事業を活用いただくためにも、今後は、あさひかわくらしのアプリや市の公式SNSなどで情報を発信してまいります。また、町内会役員の方々が集まる説明会などの機会を通じまして積極的に事業の周知を行ってまいります。

**○高花委員** いつもお金がないと町内会も嘆いております。その中で何とか自分たちで直していたということに本当に頭が下がるのですけれども、もっと早くこの事業があることを教えてあげればよかったなど今は反省しております。

ただ、今後解体というのは続いていくと思います。建物も老朽化していきます。やむを得ず会館を休館、解体した場合、そして、会館を失うことで拠点を失うわけですね。それまで活動していた老人クラブの方たちはどこに行けばいいのか。皆様は最寄りの地区センターへ行ってください、コミュニティーセンターへ行ってくださいと。そこまで行けない方たちだった場合、今後はどうして行けばいいのか。そうした相談が町内会からあった場合、市としては助言やアドバイスをどのようにされるのか、伺います。

**○岩崎市民生活部次長** 同じように解体を進める町内会もございます。その中でも、市内の町内会や老人クラブで地域の空き家を活用して居場所を維持しているところや、地域の事務所や店舗の一部を使用している事例もございますことから、そういった情報につきまして相談、対応をしていきたいと考えております。

**○高花委員** 相談に対応ですけど、建物を造ってくれとは言えないわけですから、今の答弁だけではちょっと納得できない部分もございます。

そこで、部長はどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

**○樽井市民生活部長** 地域会館というのは、確かに老朽化というか、古いところが全体的に多いと思っています。そういう部分では、これからも解体というか、町内会のほうも加入数が減ったりといった部分で維持が難しくなっているところはあると思います。

今後は、根本的に地域会館をどうしていくかということをもまずは考えていかなければならないと思っています。その部分で、地域活動というものは継続していく必要はあると思っています。すみません、即答できる案は持っておりませんが、その辺は早急に考えていかなければならないというふうに考えております。

**○高花委員** 最近、休止している町内会も増えてきています。だけど、老人クラブだけは活動しているというところもあります。

健幸福祉都市をうたう以上は、やっぱり現役のようにお元気な高齢者の方が和気あいあいと集う。そういった場所が奪われる、建てるお金もない、コミュニティーセンターや地区センターは遠い、じゃ、市で造ってよと私たちは言いたくなるわけですね。でも、そうはできないと思いますので、これは切実な問題ですので、どうか真摯に相談をして、どうすれば今までの活動が継続してできるのかと私たちも頭を悩ませております。

どうか真摯に話を聞いていただいて、いい方法を他都市の状況等を調査しながらしていただきたいということを指摘して、私の民生所管の質疑を全て終わらせていただきます。

**○高橋紀博委員長** 本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後4時54分